

岩倉市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 1 月

岩 倉 市

目 次

はじめに

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の対象施設	3
4. 計画期間	3

第 1 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

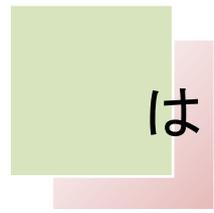
1. 公共施設等の状況	6
2. 人口の将来の見通し（40 年間）	15
3. 財政収支の状況	16
4. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み	18
5. 公共施設等の長寿命化による更新等に係る経費の縮減効果の検討	23

第 2 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の現状や課題に関する基本認識	28
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	30
3. 計画の推進に向けた取組み	35

第 3 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物全体	40
2. 道 路（舗装）	44
3. 橋りょう	45
4. その他道路施設	46
5. 農業施設	47
6. 公 園	48
7. 上水道	50
8. 下水道	52
9. 消防・防災施設	53



はじめに

はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では、岩倉団地の建設及び駅西土地地区画整理事業が行われた昭和40年代から昭和50年代にかけて、人口の急激な増加に対応するために、学校施設や保育園などの公共建築物に加え、道路、上水道及び下水道などのインフラ資産が集中的に整備されてきました。（以下、公共建築物とインフラ資産を合わせて「公共施設等」と言う。）これら公共施設等の多くは、建設されてから既に30年以上を経過しているため、今後は、大規模な改修や更新といった老朽化対策に係る経費が増大するとともに、一定の年度への集中が懸念されます。

また、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴い、市税収入の減少、社会福祉関係費の増大といった厳しい財政状況が見込まれると同時に、公共施設等の利用需要の変化への対応も課題となっています。

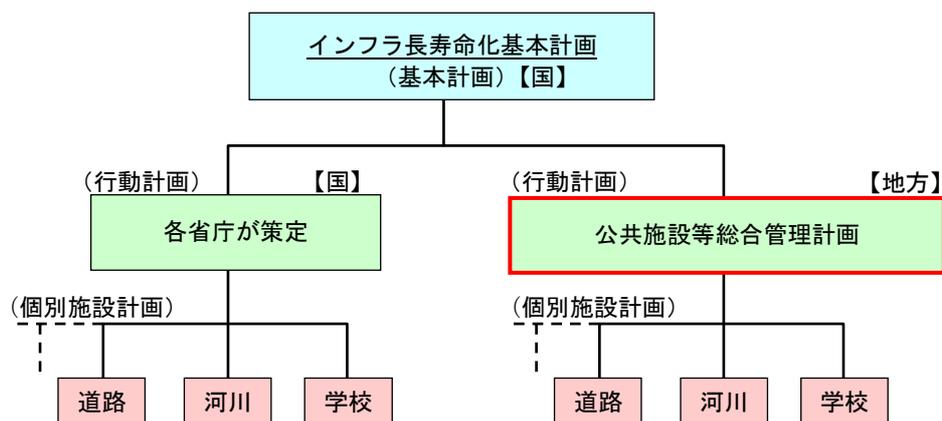
そのような背景の中、将来の人口動向や財政状況に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するためには、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となります。

そこで、岩倉市では、公共施設等の全体の現状や課題を把握し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めることを目的として、「岩倉市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成25年11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定するものです。

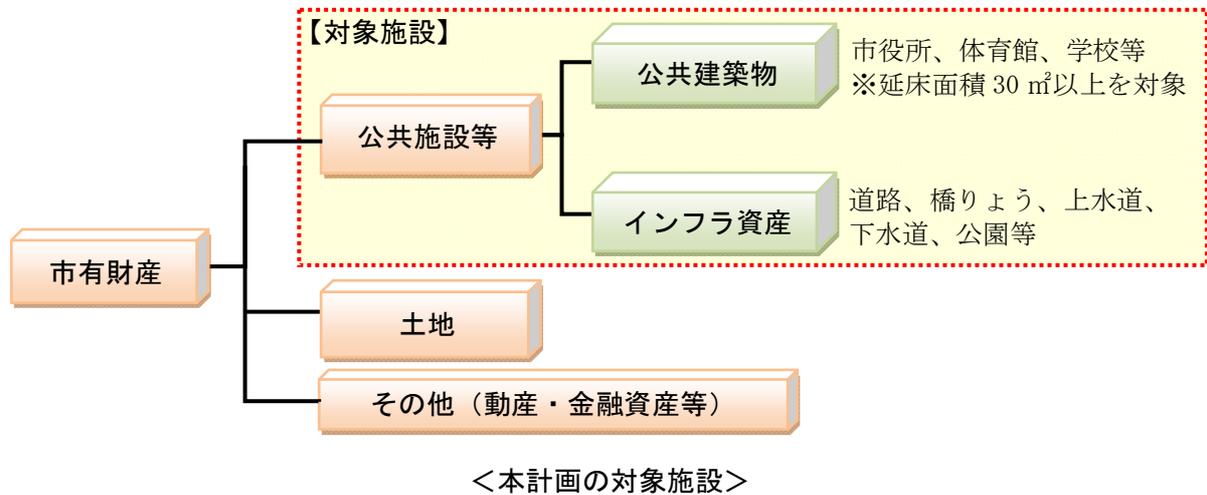
そのため、本計画は、学校や道路などの施設類型ごとの計画(個別施設計画)の上位計画として位置付けられることになります。



<インフラ長寿命化計画の体系>

3. 計画の対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、公共建築物とインフラ資産です。



4. 計画期間

本市の公共建築物に着目すると、学校教育系施設を中心として、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて建設された施設が多く、耐用年数を 60 年とした場合、今後 40 年の間に約 8 割の施設が更新時期を迎えることとなります。本計画は、将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点に基づき検討する必要があることから、平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間の計画期間とします。

なお、今後の社会情勢や財政状況等の変化を踏まえ、5 年ごとに計画の見直しを行うことを基本とします。

計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間



第 1 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の状況

1-1 公共建築物

(1) 公共建築物の保有量

計画の対象とする公共建築物（延床面積が30㎡以上の建物、自転車置き場や倉庫などの簡易な建物などを除く）の総数は、平成28年4月1日現在、76施設、123棟であり、延床面積は101,273㎡となっています。

＜公共建築物の保有量＞

施設分類	用途	施設数 (か所)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	構成比率 (%)
市民文化系施設	集会施設	14	14	3,307	3.3
	文化施設	1	1	1,088	1.1
社会教育系施設	図書館	1	1	2,521	2.5
	その他社会教育系施設	2	2	3,000	3.0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4	5	9,213	9.1
学校教育系施設	学校	7	44	46,904	46.3
	その他学校教育系施設 ^{※注1}	1	1	2,367	2.3
子育て支援施設	保育園	7	12	5,621	5.6
	幼児・児童施設	9	9	3,974	3.9
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3	3,043	3.0
	保健施設	1	1	1,274	1.3
医療施設	医療施設	1	1	248	0.2
行政系施設	庁舎等	2	2	10,455	10.3
	消防施設	6	7	2,651	2.6
	その他行政系施設	1	1	518	0.5
公営住宅	公営住宅	1	3	2,519	2.5
公園・広場等(建築物)	公園・広場等(建築物)	3	3	184	0.2
その他	その他	7	7	1,124	1.1
上水道施設(建築物)	上水道施設(建築物)	5	6	1,262	1.2
合計		76	123	101,273	100.0

※平成28年4月1日現在

※平成28年度に建設の学校給食センターを含む

※注1：平成28年度建設の新学校給食センターを指す

＜公共建築物の対象施設一覧表（1/2）＞

施設分類	用途	施設名称	所在地	小学校区	建築年度	経過年数	棟数	延床面積(m ²)	構造
市民文化系施設									
集会施設									
	1	大市場町公会堂	大市場町廻廻184番地3	曾野	昭和55	36	1	308	鉄筋コンクリート造
	2	曾野町公会堂	曾野町宮前1番地	曾野	昭和57	34	1	310	鉄筋コンクリート造
	3	東新町公会堂	東新町釜之口1番地1	岩倉東	昭和61	30	1	447	鉄筋コンクリート造
	4	北島町多目的センター	北島町宮東1298番地	岩倉南	平成7	21	1	196	鉄骨造
	5	野寄町公会堂	野寄町屋敷922番地	岩倉南	平成8	20	1	81	鉄筋コンクリート造
	6	川井町文化会館	川井町井上1294番地3	岩倉南	平成9	19	1	90	鉄骨造
	7	八剱会館	八剱町郷81番地1	五条川	昭和58	33	1	330	鉄筋コンクリート造
	8	東町会館	東町東市場屋敷351番地1	岩倉北	昭和59	32	1	329	鉄筋コンクリート造
	9	大上市場会館	宮前町一丁目2番地	岩倉北	昭和60	31	1	329	鉄筋コンクリート造
	10	神野会館	神野町平久田41番地	五条川	昭和60	31	1	138	鉄筋コンクリート造
	11	泉会館	泉町西新溝廻間1番地7	岩倉北	昭和60	31	1	140	鉄筋コンクリート造
	12	中野会館	東町馬出58番地2	岩倉北	昭和60	31	1	140	鉄筋コンクリート造
	13	石仏会館	石仏町中屋敷597番地1	五条川	昭和61	30	1	330	鉄筋コンクリート造
	14	井上会館	井上町東畑田156番地1	五条川	昭和61	30	1	139	鉄筋コンクリート造
	15	岩倉市民プラザ	昭和町二丁目17番地	岩倉南	昭和50	41	1	1,088	鉄筋コンクリート造
社会教育系施設									
図書館									
	16	岩倉市図書館	昭和町二丁目17番地	岩倉南	昭和57	34	1	2,521	鉄筋コンクリート造
その他社会教育系施設									
	17	青少年宿泊研修施設希望の家	川井町江崎3819番地1	岩倉南	昭和61	30	1	978	鉄筋コンクリート造
	18	生涯学習センター	本町神明西20番地	岩倉北	平成21	7	1	2,022	鉄筋コンクリート造
スポーツ・レクリエーション系施設									
スポーツ施設									
	19	総合体育文化センター	鈴井町下新田123番地	岩倉北	平成1	27	1	7,967	鉄筋コンクリート造
	20	石仏スポーツ広場	石仏町五山寺1番地	岩倉北	昭和63	28	2	103	鉄筋コンクリート造
	21	野寄テニスコート	野寄町火吹6番地	岩倉南	平成7	21	1	81	鉄骨造
	22	市立体育館	本町南新溝廻間1番地	岩倉北	昭和39	52	1	1,062	鉄筋コンクリート造
学校教育系施設									
学校									
	23	岩倉北小学校	本町南新溝廻間2番地	岩倉北	昭和42	49	5	5,686	鉄筋コンクリート造
	24	岩倉南小学校	大地町小森93番地1	岩倉南	昭和40	51	6	6,742	鉄筋コンクリート造
	25	岩倉東小学校	東町掛目1番地	岩倉東	昭和40	51	7	6,004	鉄筋コンクリート造
	26	五条川小学校	神野町郷浦18番地	五条川	昭和50	41	5	4,568	鉄筋コンクリート造
	27	曾野小学校	曾野町井森1番地	曾野	昭和56	35	5	6,209	鉄筋コンクリート造
	28	岩倉中学校	西市町竹之宮24番地	岩倉北	昭和48	33	8	9,277	鉄筋コンクリート造
	29	南部中学校	曾野町江毛1番地	曾野	昭和51	40	8	8,418	鉄筋コンクリート造
その他学校教育系施設									
	30	学校給食センター	大地町下塚田2番地1	岩倉南	平成28	-	1	2,367	鉄骨造
子育て支援施設									
保育園									
	31	中部保育園	本町畑中65番地	岩倉北	昭和45	46	1	1,037	鉄筋コンクリート造
	32	北部保育園	石仏町稲葉144番地24	五条川	昭和41	50	3	739	木造
	33	南部保育園	大地町小森5番地	岩倉南	平成9	19	1	838	鉄筋コンクリート造
	34	東部保育園	大市場町順喜11番地	曾野	昭和43	48	3	1,135	鉄骨造
	35	西部保育園	西市町二本木19番地8	岩倉北	昭和44	47	2	534	鉄骨造
	36	仙奈保育園	東町仙奈158番地	岩倉東	昭和49	42	1	652	鉄骨造
	37	下寺保育園	下本町下寺廻107番地1	曾野	昭和52	39	1	686	鉄筋コンクリート造
幼児・児童施設									
	38	第二児童館	宮前町二丁目69番地	岩倉北	昭和43	48	1	187	鉄骨造
	39	第三児童館	下本町下市場27番地	曾野	平成15	13	1	674	鉄筋コンクリート造
	40	第四児童館	稲荷町羽根24番地3	曾野	平成9	19	1	380	鉄筋コンクリート造
	41	地域交流センター(ポプラの家)	東新町南江向24番地5	岩倉東	平成8	20	1	561	鉄筋コンクリート造
	42	第六児童館	石仏町往還東南33番地	五条川	昭和48	43	1	210	鉄筋コンクリート造
	43	第七児童館	曾野町花ノ木57番地	曾野	昭和49	42	1	210	鉄筋コンクリート造
	44	地域交流センター(みどりの家)	中央町二丁目20番地	岩倉南	平成7	21	1	717	鉄筋コンクリート造
	45	地域交流センター(くすのきの家)	中本町西出口15番地1	岩倉北	平成13	15	1	908	鉄筋コンクリート造
	46	こども発達支援施設あゆみの家	東町仙奈158番地	岩倉東	昭和49	42	1	127	鉄骨造

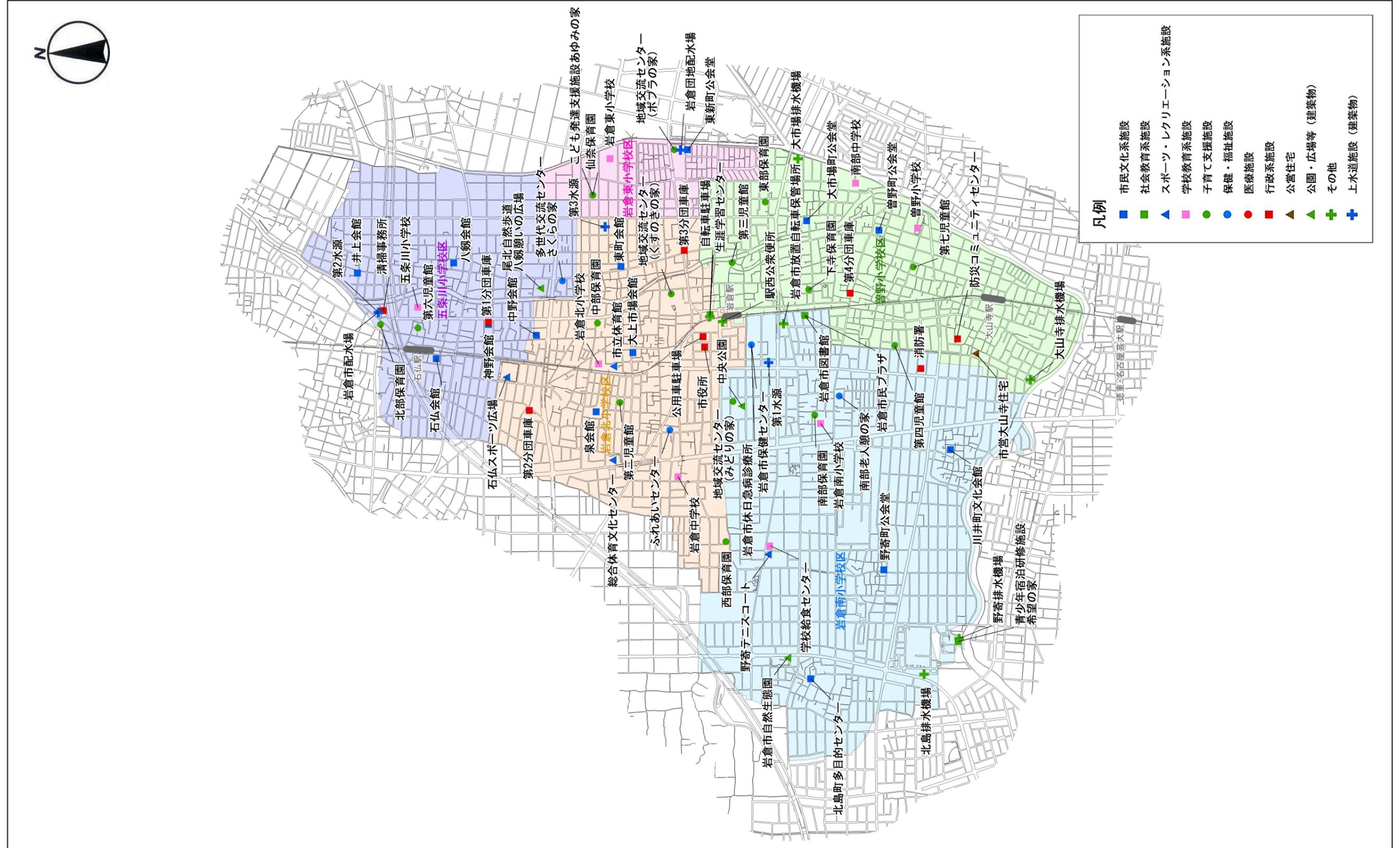
<公共建築物の対象施設一覧表(2/2)>

施設分類	用途	施設名称	現在地	小学校区	建築年度	経過年数	棟数	延床面積(m ²)	構造
保健・福祉施設									
高齢福祉施設									
	47	南部老人憩の家	大地町郷前32番地	岩倉南	昭和51	40	1	389	鉄筋コンクリート造
	48	ふれあいセンター	西市町無量寺2番地1	岩倉北	平成4	24	1	1,593	鉄筋コンクリート造
	49	多世代交流センターさくらの家	八剱町下池田806番地1	五条川	平成22	6	1	1,061	鉄筋コンクリート造
保健施設									
	50	岩倉市保健センター	旭町一丁目20番地	岩倉南	昭和61	30	1	1,274	鉄筋コンクリート造
医療施設									
医療施設									
	51	岩倉市休日急病診療所	旭町一丁目20番地	岩倉南	昭和49	42	1	248	鉄筋コンクリート造
行政系施設									
庁舎等									
	52	市役所	栄町一丁目66番地	岩倉北	平成13	15	1	10,360	鉄骨鉄筋コンクリート造
	53	公用車駐車場	栄町一丁目85番地	岩倉北	平成8	20	1	95	鉄骨造
消防施設									
	54	消防署	川井町北穴田119番地	岩倉南	平成8	20	2	1,963	鉄筋コンクリート造
	55	第1分団車庫	神野町平久田39番地	五条川	平成4	24	1	43	鉄骨造
	56	第2分団車庫	鈴井町立切64番地1	岩倉北	平成26	2	1	76	鉄骨造
	57	第3分団車庫	中本町古市場47番地2	岩倉北	平成15	13	1	67	鉄骨造
	58	第4分団車庫	稲荷町稲荷76番地3	曾野	平成17	11	1	55	鉄骨造
	59	防災コミュニティセンター	大山寺元町8番地7	曾野	平成17	11	1	447	鉄筋コンクリート造
その他行政系施設									
	60	清掃事務所	石仏町稲葉1番地	五条川	昭和50	41	1	518	鉄骨造
公営住宅									
公営住宅									
	61	市営大山寺住宅	大山寺町前畑2番地	曾野	昭和48	43	3	2,519	プレキャストコンクリート造
公園・広場等(建築物)									
公園・広場等(建築物)									
	62	岩倉市自然生態園	北島町最中1番地	岩倉南	平成7	21	1	70	木造
	63	中央公園	中央町二丁目20番地	岩倉南	平成25	3	1	36	鉄筋コンクリート造
	64	尾北自然歩道八剱憩いの広場	八剱町樋口1番地1	五条川	平成12	16	1	78	鉄筋コンクリート造
その他									
その他									
	65	岩倉市放置自転車保管場所	旭町二丁目53番地1	岩倉南	平成7	21	1	82	鉄骨造
	66	自転車駐車場	本町神明西20番地	岩倉北	平成21	7	1	617	鉄骨造
	67	大市場排水機場	大市場町郷東38番地2	曾野	昭和57	34	1	166	鉄筋コンクリート造
	68	大山寺排水機場	大山寺町高畑30番地2	曾野	昭和60	31	1	54	鉄筋コンクリート造
	69	野寄排水機場	川井町江崎3839番地4	岩倉南	平成1	27	1	100	鉄筋コンクリート造
	70	北島排水機場	北島町権現山10番地	岩倉南	平成4	24	1	63	鉄筋コンクリート造
	71	駅西公衆便所	本町一丁目39番地1	岩倉北	昭和54	37	1	42	コンクリートブロック造
上水道施設(建築物)									
上水道施設(建築物)									
	72	岩倉市配水場	井上町流80番地	五条川	昭和49	42	2	621	鉄筋コンクリート造
	73	第1水源	旭町一丁目42番地	岩倉南	昭和47	44	1	34	コンクリートブロック造
	74	第2水源	井上町流80番地	五条川	昭和48	43	1	36	鉄筋コンクリート造
	75	第3水源	東町東出口54番地	岩倉北	昭和49	42	1	36	鉄筋コンクリート造
	76	岩倉団地配水場	東新町釜之口4番地1	岩倉東	昭和47	44	1	535	鉄筋コンクリート造
合計							123	101,273	

※複数棟ある施設の建築年度と構造は、その施設の中で一番面積の大きい棟の情報を表示(学校は、最も築年数の古い校舎の情報を表示)

(2) 公共建築物の配置状況

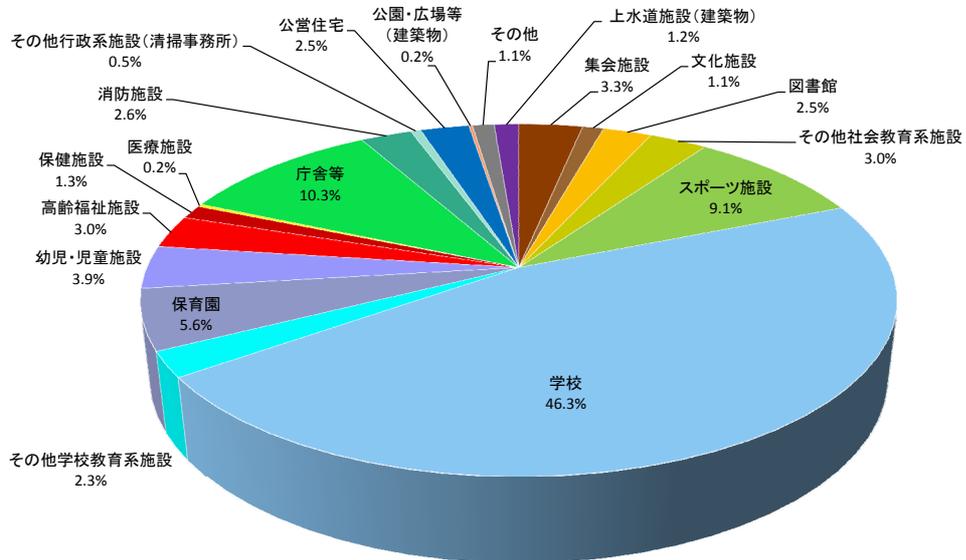
本市は、愛知県の市の中で、最も面積の小さい市であり、人口密度は名古屋市、北名古屋市に次いで3番目に高い市となっています。また、市内には5つの小学校が設置されており、それぞれの小学校区に集会施設及び保育園が少なくとも1か所ずつ設置されている状況です。



＜公共建築物の配置状況図＞

(3) 用途別の延床面積の割合

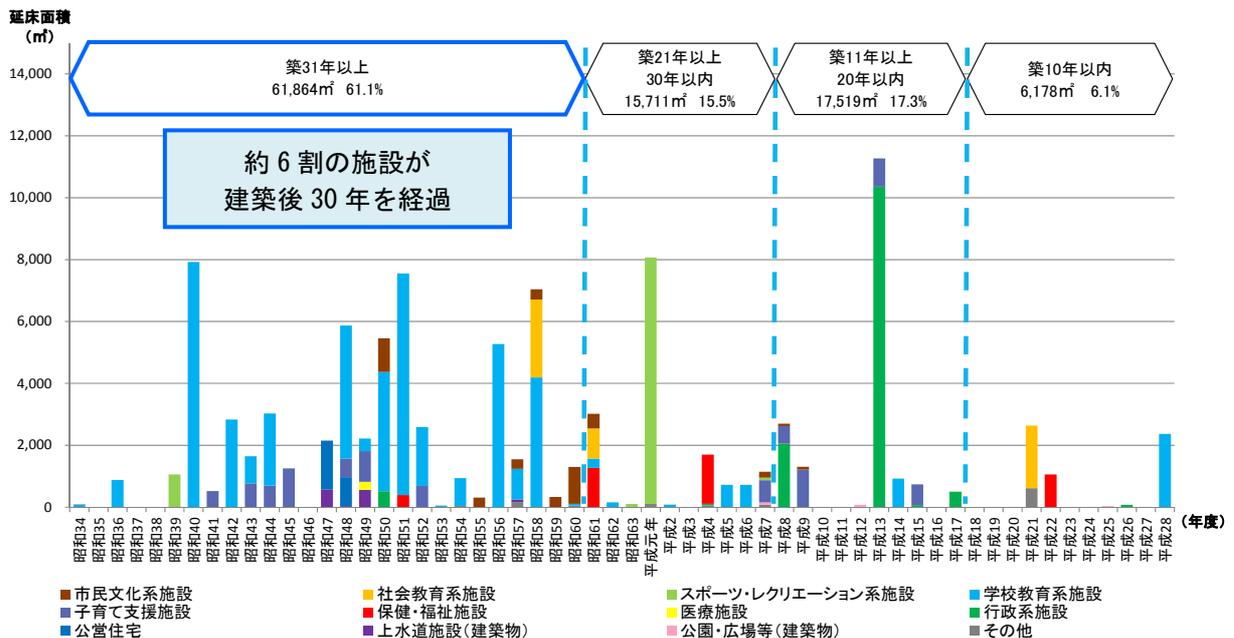
本市が保有する公共建築物の延床面積の割合について、用途別に着目すると、学校が 46.3% と最も多くの割合を占めています。次いで、庁舎等、スポーツ施設の順に、延床面積の割合が高くなっています。



<用途別の延床面積の割合>

(4) 施設分類別の年度別整備状況

本市の公共建築物は、人口が急激に増加した昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、学校教育系施設を中心として、集中的に整備が行われてきました。現段階では施設整備のピークは過ぎています。市の施設の大半を占める学校教育系施設をはじめとして、約 6 割の施設が建設されてから 30 年を超えており、全体的に老朽化が進行している状況であると言えます。



<施設分類別の年度別整備状況>

1-2 インフラ資産

(1) インフラ資産の保有量

計画の対象とするインフラ資産の総数は、以下のとおりです。

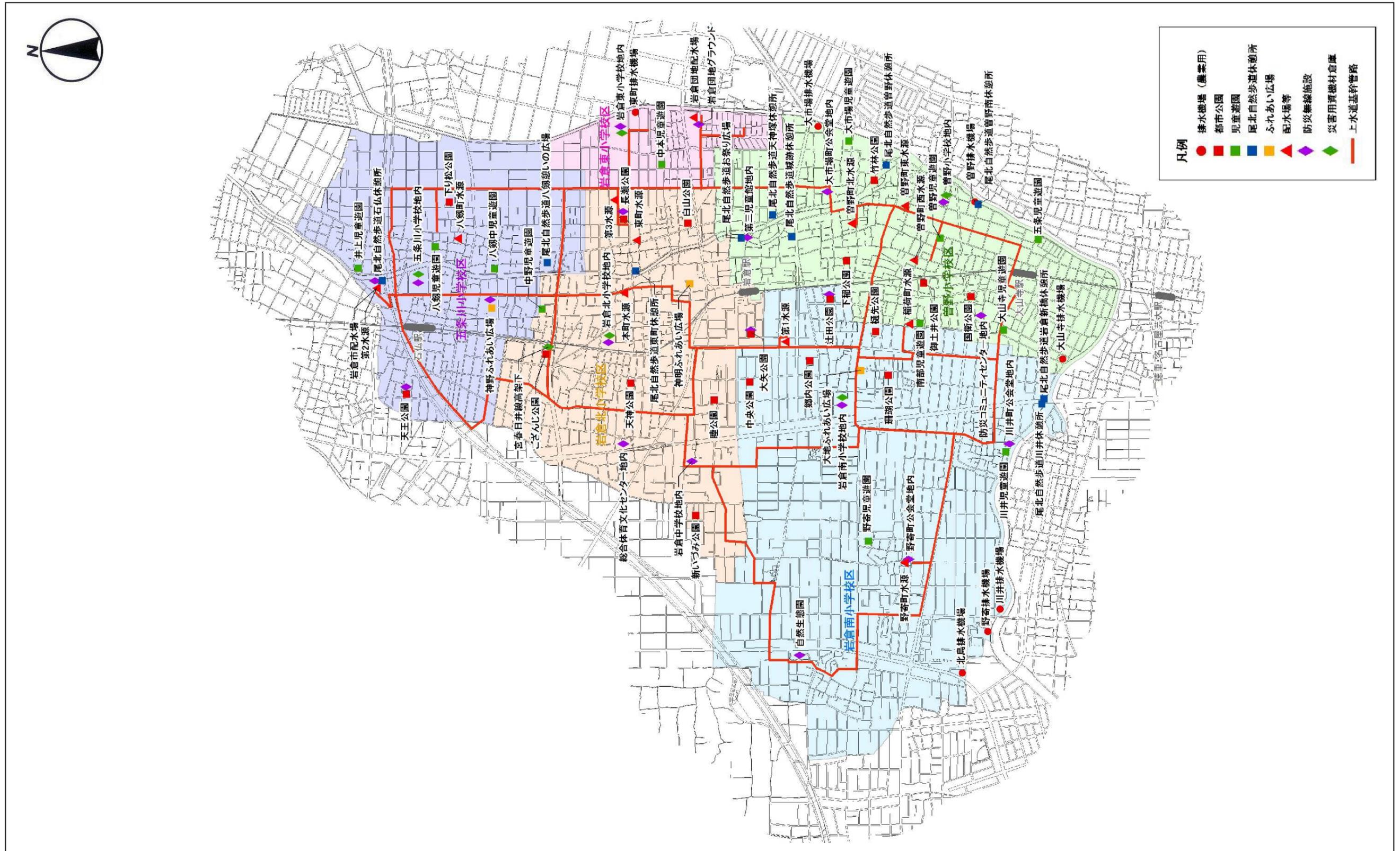
<インフラ資産の保有量>

大分類	中分類	単位	数量	備考
道路	幹線道路（1級、2級市道）	m	39,615	351,889 m ²
	生活道路（その他）	m	203,983	1,035,239 m ²
橋りょう	橋りょう（15m以上）	橋	23	4,209 m ²
	橋りょう（15m未満）	橋	101	2,611 m ²
その他道路施設	岩倉駅東西地下連絡道	か所	1	1,600 m ²
	駅前広場	か所	2	7,000 m ²
	道路照明灯	基	304	
	道路案内標識	基	3	
	アンダーパス	か所	10	
農業施設	用排水路	m	18,526	
	排水機場（農業用）	か所	7	
公園	都市公園	か所	18	50,080 m ²
	児童遊園	か所	12	8,514 m ²
	尾北自然歩道休憩所	か所	10	14,215 m ²
	ふれあい広場	か所	3	3,579 m ²
上水道	配水場等	か所	13	
	上水道管路	m	215,018	
下水道	下水道管路	m	120,300	
	マンホールポンプ	か所	6	
	都市下水路	m	5,405	
消防・防災施設	防火水槽	か所	91	
	防災無線施設	か所	20	
	災害用資機材倉庫	か所	11	

※平成28年4月1日現在

(2) インフラ資産の配置状況

計画の対象とするインフラ資産の配置状況は、以下のとおりです。

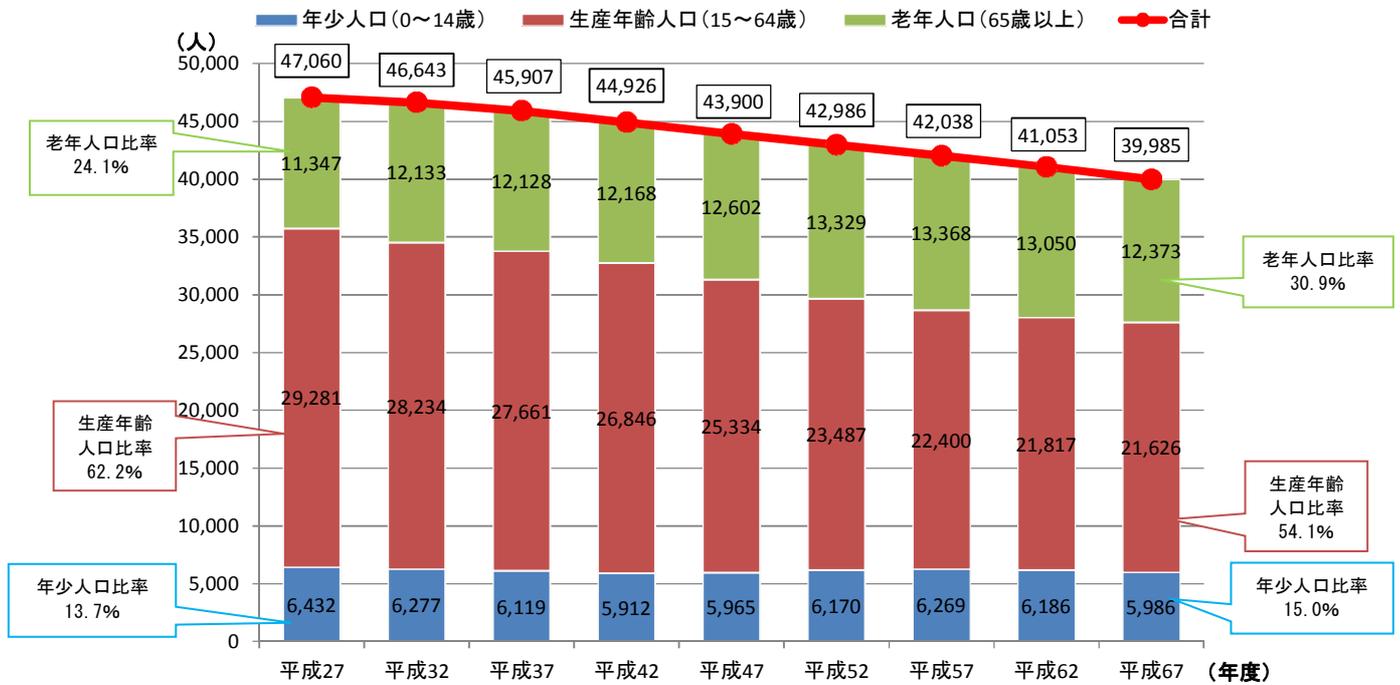


<インフラ資産の配置状況図>

2. 人口の将来の見通し（40年間）

「岩倉市人口ビジョン」における将来推計値によると、平成27年度から40年後の平成67年度までの将来人口の見通しは、以下のとおりであり、今後の人口減少・少子高齢化の進行により、公共施設等に求められる将来の利用需要が大きく変化していくことが想定されます。

- ・総人口は、約15%減少する。(47,060人⇒39,985人)
- ・老年人口(65歳以上)は、約9%増加する。(11,347人⇒12,373人)
- ・高齢化率は、約7ポイント増加する。(24.1%⇒30.9%)
- ・財政負担の担い手である生産年齢人口(15～64歳)は、約26%減少する。
(29,281人⇒21,626人)
- ・年少人口(0～14歳)は、約7%減少する。(6,432人⇒5,986人)



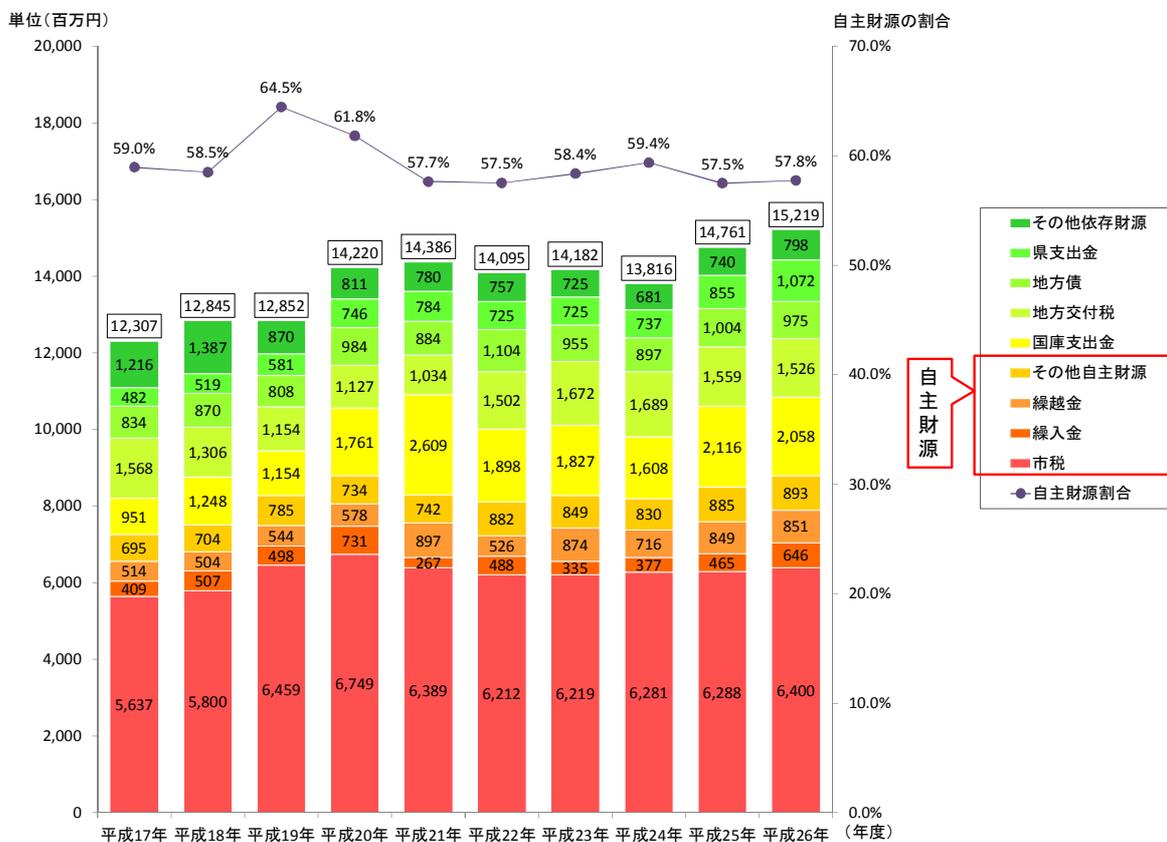
※岩倉市人口ビジョン（平成28年3月策定）を基に作成

<平成27年度から平成67年度までの人口推計>

3. 財政収支の状況

3-1 歳入の推移・内訳

本市の普通会計の歳入の総額は、平成19年度までは120億円台で推移していましたが、平成20年度から26年度にかけては140億円から150億円程度で推移しています。これは平成19年度の税制改正により市税が増加したこと、国が景気対策として実施した臨時交付金、定額給付金事業補助金などにより、国庫支出金が増加したためです。また、平成20年度から平成21年度にかけては、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業に関連した補助金が増加したため、歳入規模も大きくなっています。内訳をみると市税収入は歳入総額の40%～50%ほどとなり、次いで地方交付税及び国庫支出金の割合が高くなっています。また、歳入のうち自主財源の占める割合は60%程度となっています。

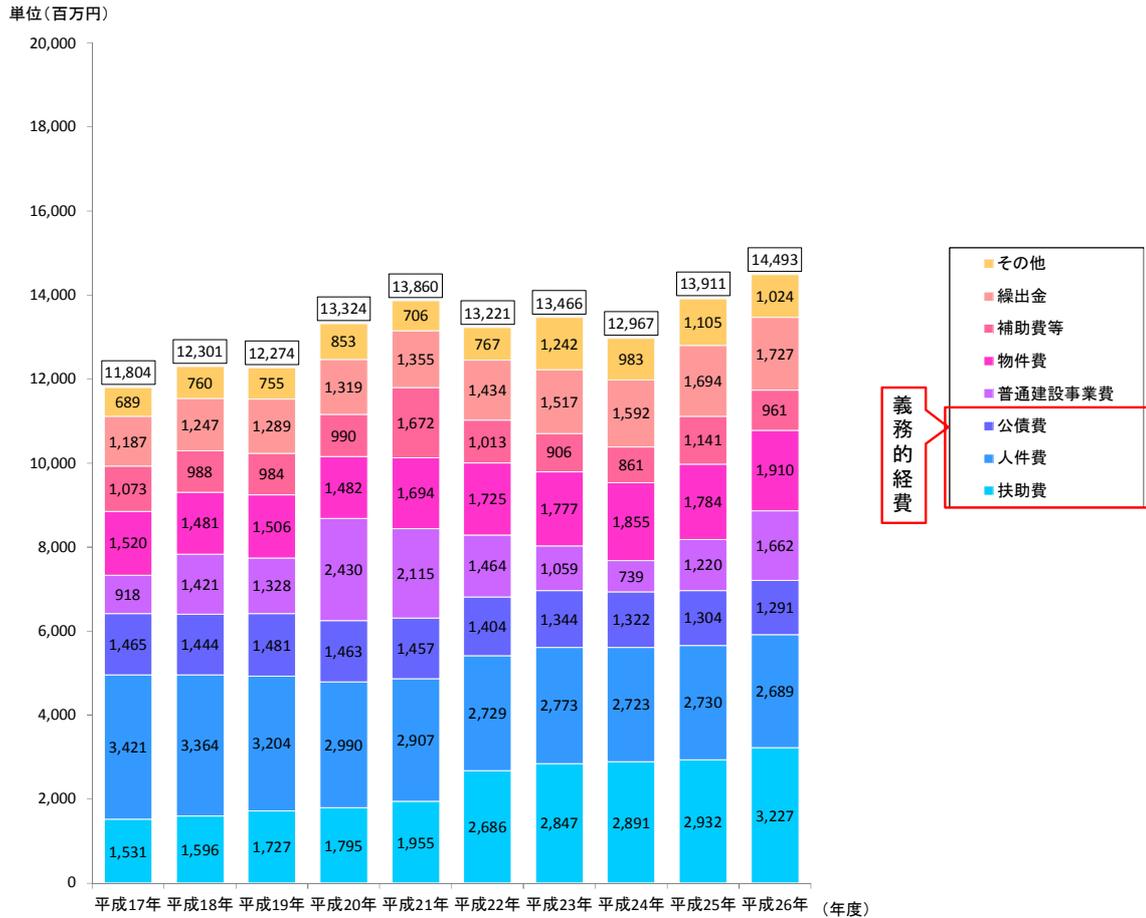


<歳入の推移>

3-2 歳出の推移・内訳

本市の普通会計の歳出の総額は、平成19年度までは120億円前後で推移していましたが、平成20年度以降増加し、平成26年度は約145億円となっています。また、扶助費については年々増加しており、平成17年度から平成26年度にかけての10年間でほぼ倍増となっています。

また、平成20年度から平成21年度にかけては岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業や生涯学習センター建設事業、小中学校の耐震対策事業等により普通建設事業費が増加したため、歳出規模も大きくなっています。



<歳出の推移>

4. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み

将来的な公共施設等の更新等に係る財政的な課題を明らかにするため、今後40年間における「更新等に係る中長期的な経費の見込み」と「充当可能な財源の見込み」を試算し、比較を行います。

4-1 更新等に係る中長期的な経費の見込み

現在、市が保有する公共施設等を全て維持すると仮定し、今後40年間の公共施設等の更新等に係る中長期的な経費を試算します。

(1) 試算条件

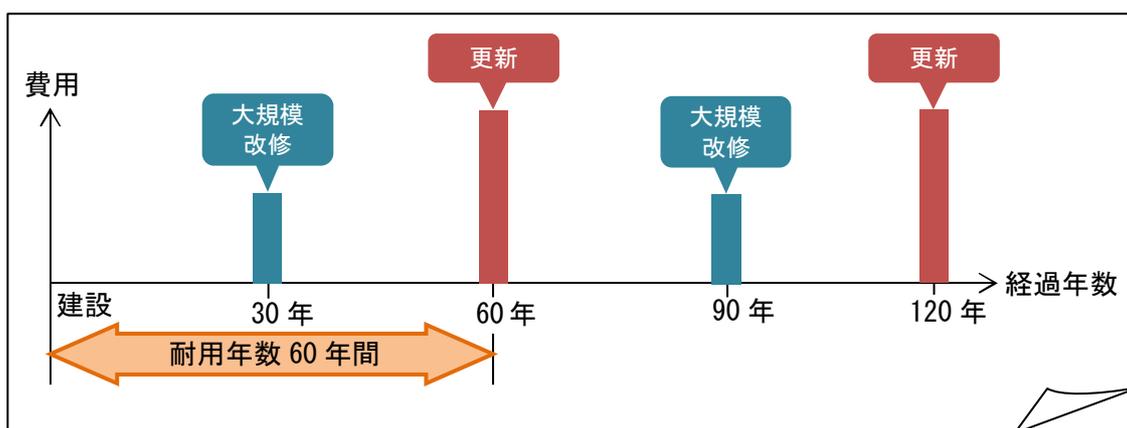
a) 公共建築物

総務省の試算ソフトの考え方にに基づき、建築後30年で大規模改修、60年で更新を行うと仮定し、それぞれ下表の単価を使用します。

<公共建築物の更新単価、大規模改修単価>

施設分類	更新単価	大規模改修単価
市民文化系施設、社会教育系施設、医療施設、行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、その他、上水道施設（建築物）	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園・広場等（建築物）	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修：更新費用の約6割



<公共建築物の更新、大規模改修のイメージ>

b) インフラ資産

インフラ資産における更新等に係る経費の試算対象は、施設保有量が多く市の財政状況に与える影響が大きいと考えられる施設のみとし、道路、橋りょう、用排水路、都市公園、上水道管路及び下水道管路の6施設とします。

インフラ資産については、総務省の試算ソフトの適用範囲が道路、橋りょう、上水道管路及び下水道管路の4分野であることを踏まえ、以下の条件とします。

<インフラ資産の試算条件>

試算対象施設	試算方法
道路、橋りょう、 上水道管路、下水道管路	総務省の試算ソフトの考え方にに基づき試算する。
都市公園	「岩倉市公園施設長寿命化計画（平成24年3月策定）」に基づき試算する。
用排水路	公的な資料により更新単価と耐用年数を設定し試算する。

(2) 試算結果

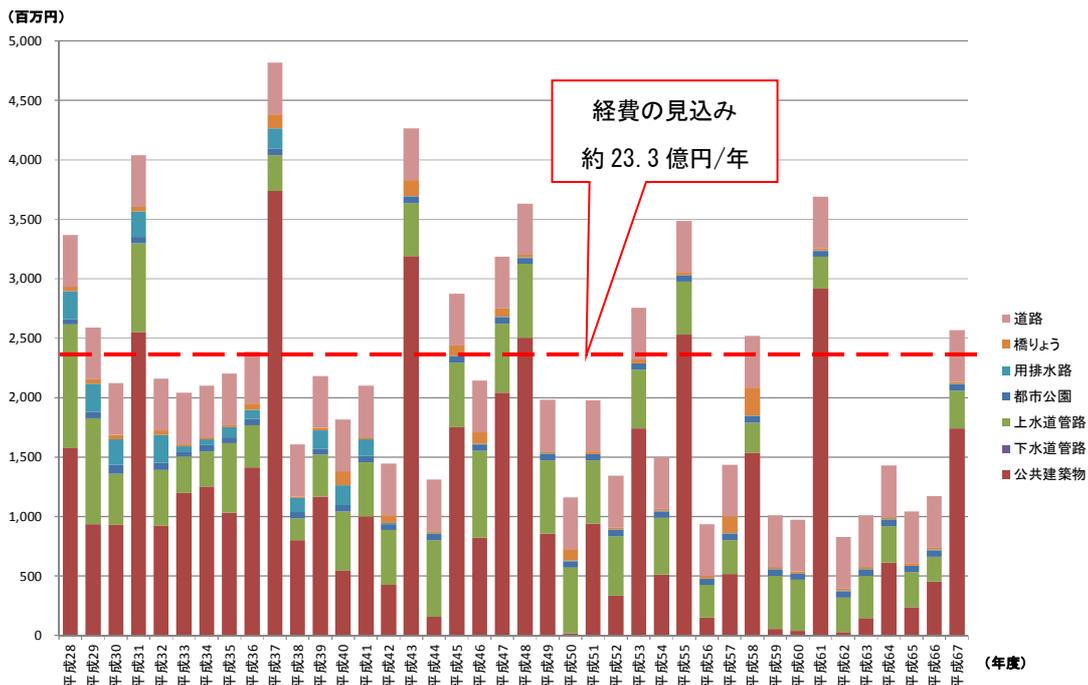
前述した試算条件に基づき、今後40年間に必要な公共施設等の更新等に係る経費の見込みを算出した結果、総額で約934億円、年間で約23.3億円となり、その内訳は、公共建築物で約453億円（約11.3億円/年）、インフラ資産で約481億円（約12.0億円/年）となります。

なお、インフラ資産のうち上水道と下水道は、使用料収入などの財源を基に、その他のインフラ資産とは独立して収支のバランスを確保していく分野であるため、普通会計のインフラ資産とは別に集計を行いました。

<更新等に係る経費の見込み>

施設区分	経費の見込み
公共建築物	約453億円 (約11.3億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約236億円 (約5.9億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約245億円 (約6.1億円/年)
合計	約934億円 (約23.3億円/年)

※上水道施設（建築物）は公共建築物には含めず、上水道の施設のため、インフラ資産（上水道、下水道）で計上



<更新等に係る経費の見込み>

4-2 充当可能な財源の見込み

前述した「更新等に係る中長期的な経費の見込み」に対応した、今後40年間における「充当可能な財源の見込み」を試算します。

(1) 試算条件

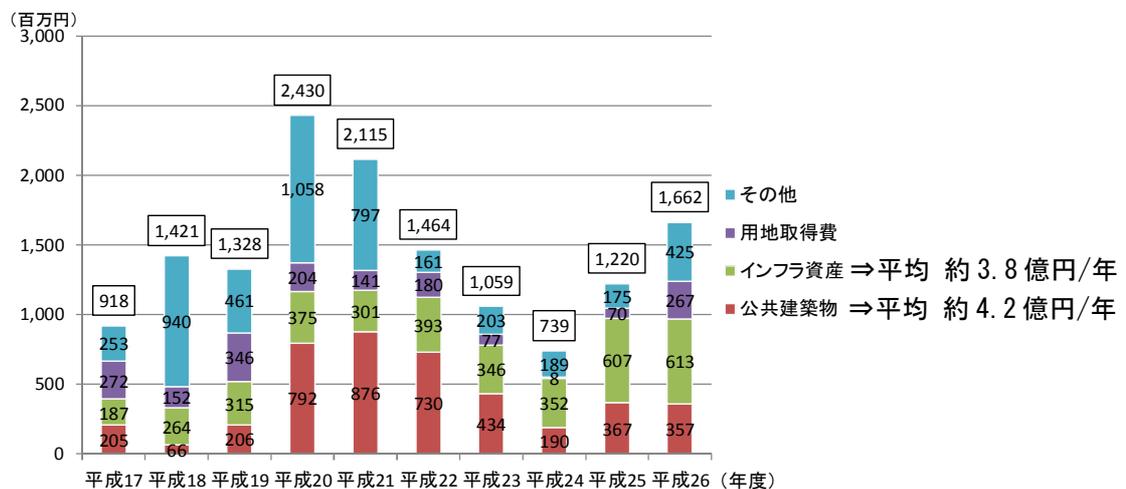
充当可能な財源の見込みは、「普通会計における普通建設事業費」と「企業会計における資本的支出」の過年度の実績額の平均値を使用し、それぞれの施設区分ごとに、下表の条件に基づき試算します。

＜充当可能な財源の見込みの試算条件＞

施設区分	試算条件
公共建築物	「普通会計における普通建設事業費」のうち、公共建築物分の過去10年間の実績額の平均値を40倍する。
インフラ資産 (普通会計)	「普通会計における普通建設事業費」のうち、インフラ資産分の過去10年間の実績額の平均値を40倍する。
インフラ資産 (上水道、下水道)	「企業会計における資本的支出」のうち、過去10年間の実績額の平均値を40倍する。

a) 普通会計における普通建設事業費

「普通会計における普通建設事業費」の過去10年間の実績額の平均値は、公共建築物で約4.2億円/年、インフラ資産で約3.8億円/年となります。

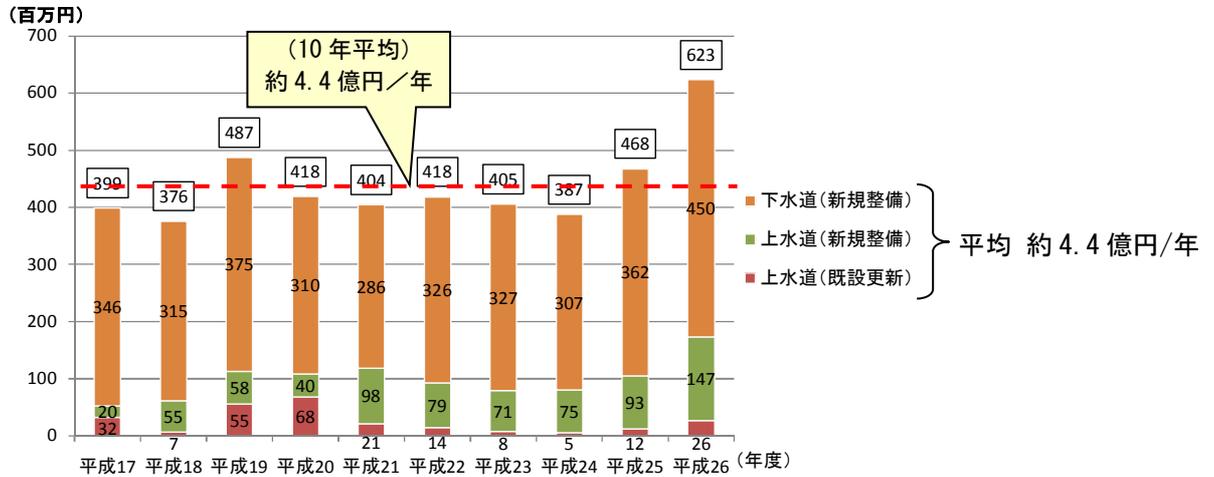


※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

＜過去10年間の普通会計における普通建設事業費の内訳＞

b) 企業会計における資本的支出

「企業会計における資本的支出」の過去 10 年間の実績額の平均値は、1 年あたり約 4.4 億円となります。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

<過去 10 年間の企業会計の資本的支出の内訳>

(2) 試算結果

今後 40 年間の充当可能な財源の見込みは、前述した 1 年あたりの実績額の平均値を 40 倍すると、下表のとおりとなります。

<充当可能な財源の見込み>

施設区分	財源の見込み	計算式
公共建築物	約 168 億円 (約 4.2 億円/年)	約 4.2 億円/年 × 40 年
インフラ資産 (普通会計)	約 152 億円 (約 3.8 億円/年)	約 3.8 億円/年 × 40 年
インフラ資産 (上水道、下水道)	約 176 億円 (約 4.4 億円/年)	約 4.4 億円/年 × 40 年
合計	約 496 億円 (約 12.4 億円/年)	

4-3 更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較

これまでに試算した今後40年間の「更新等に係る中長期的な経費の見込み」と「充当可能な財源の見込み」を比較すると、公共建築物とインフラ資産ともに、更新等に係る財源が不足することになります。

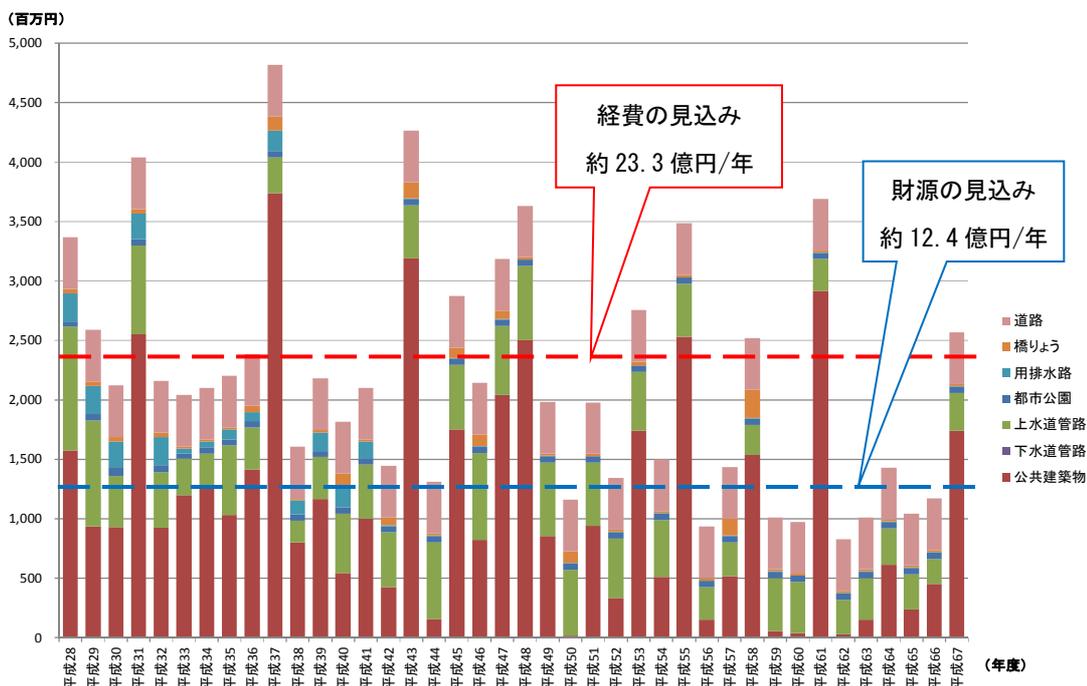
- ・公共建築物は、今後40年間で約285億円（約7.1億円/年）の財源が不足する見込み
- ・インフラ資産（普通会計）は、今後40年間で約84億円（約2.1億円/年）の財源が不足する見込み
- ・インフラ資産（上水道、下水道）は、今後40年間で約69億円（約1.7億円/年）の財源が不足する見込み

<更新等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較>

施設区分	経費の見込み	財源の見込み	過不足額
公共建築物	約453億円 (約11.3億円/年)	約168億円 (約4.2億円/年)	△約285億円 (△約7.1億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約236億円 (約5.9億円/年)	約152億円 (約3.8億円/年)	△約84億円 (△約2.1億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約245億円 (約6.1億円/年)	約176億円 (約4.4億円/年)	△約69億円 (△約1.7億円/年)
合計	約934億円 (約23.3億円/年)	約496億円 (約12.4億円/年)	△約438億円 (△約10.9億円/年)



現在保有する公共施設等を全て維持すると仮定した場合、更新等に係る財源は、
今後40年間で約438億円(約10.9億円/年)不足の見込みです。



5. 公共施設等の長寿命化による更新等に係る経費の縮減効果の検討

前述した公共建築物及びインフラ資産の財源不足を補うための取組みとして、今後も全ての公共施設等を維持すると仮定した上で、公共施設等の長寿命化による更新等に係る経費の縮減効果を検討します。

(1) 試算条件

a) 公共建築物

長寿命化を図った場合の公共建築物の耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方(社) 日本建築学会 昭和 63 年」の目標耐用年数の最大値を使用するものとし、鉄筋コンクリート造等は 80 年、木造は 50 年と設定します。

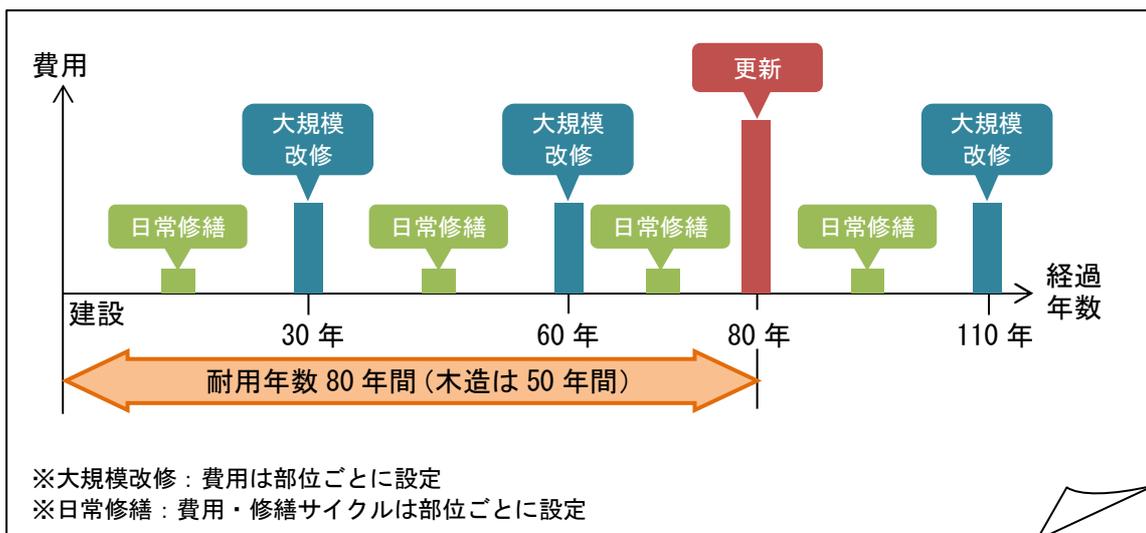
また、施設の長寿命化を図る前提として、屋根、外装及び内装等の部位ごとの仕様に応じて、10 年から 15 年程度の間隔で定期的に日常修繕を行うとともに、建築後から 30 年と 60 年で大規模改修を行うものと想定します。

日常修繕、大規模改修及び更新単価は、前述した総務省の試算ソフトの単価を準用し、部位ごとに個別に設定します。

<公共建築物の目標耐用年数>

構造	目標耐用年数	
	代表値	範囲
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ブロック造	60 年	50~80 年
木造	40 年	30~50 年

長寿命化を図る場合の目標耐用年数



<公共建築物の長寿命化のイメージ>

b) インフラ資産

長寿命化計画の策定状況や市の管理実績等を踏まえ、以下の条件とします。

＜インフラ資産の試算条件（長寿命化を図る場合）＞

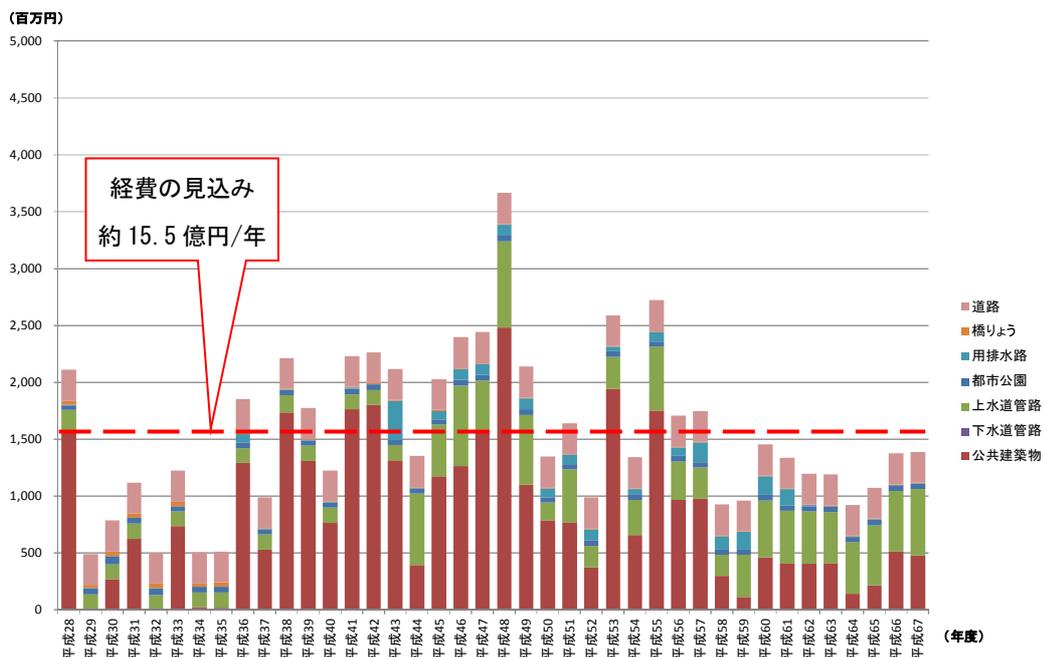
試算対象施設	試算方法
橋りょう	「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画(平成26年1月策定)」に基づき試算する。
都市公園	「岩倉市公園施設長寿命化計画(平成24年3月策定)」に基づき試算する。
道路、用排水路、 上水道管路、下水道管路	適切な点検、診断及び修繕等を実施することを前提に、総務省の試算ソフトや公的資料に示される耐用年数よりも、長く使用できるものと仮定して試算する。

(2) 試算結果

前述した試算条件に基づき、公共施設等の長寿命化を図った場合、今後40年間に必要な更新等に係る経費の見込みは、全体で約618億円（約15.5億円/年）となり、長寿命化を図る前と比べると、約34%縮減される見込みとなります。

＜長寿命化前後の更新等に係る経費の見込み、縮減率＞

施設区分	更新等に係る経費の見込み		
	長寿命化前	長寿命化後	縮減率
公共建築物	約453億円 (約11.3億円/年)	約334億円 (約8.4億円/年)	約26%
インフラ資産 (普通会計)	約236億円 (約5.9億円/年)	約156億円 (約3.9億円/年)	約34%
インフラ資産 (上水道、下水道)	約245億円 (約6.1億円/年)	約128億円 (約3.2億円/年)	約48%
合計	約934億円 (約23.3億円/年)	約618億円 (約15.5億円/年)	約34%



＜更新等に係る経費の見込み（長寿命化を図る場合）＞

また、長寿命化を図った場合の公共施設等の更新等に係る経費を基に、前述した充当可能な財源の見込みと比較を行うと、以下のとおりとなり、公共建築物とインフラ資産（普通会計）については、なお更新等に係る財源が不足することになります。

また、本試算は、今後、新規に整備を行わないことを前提としたものであるため、インフラ資産（上水道、下水道）についても、上水道管路や下水道管路の整備といった市民生活に必要な機能を今後も引き続き確保していくことを考えると、本試算よりも厳しい財政状況となることが想定されます。

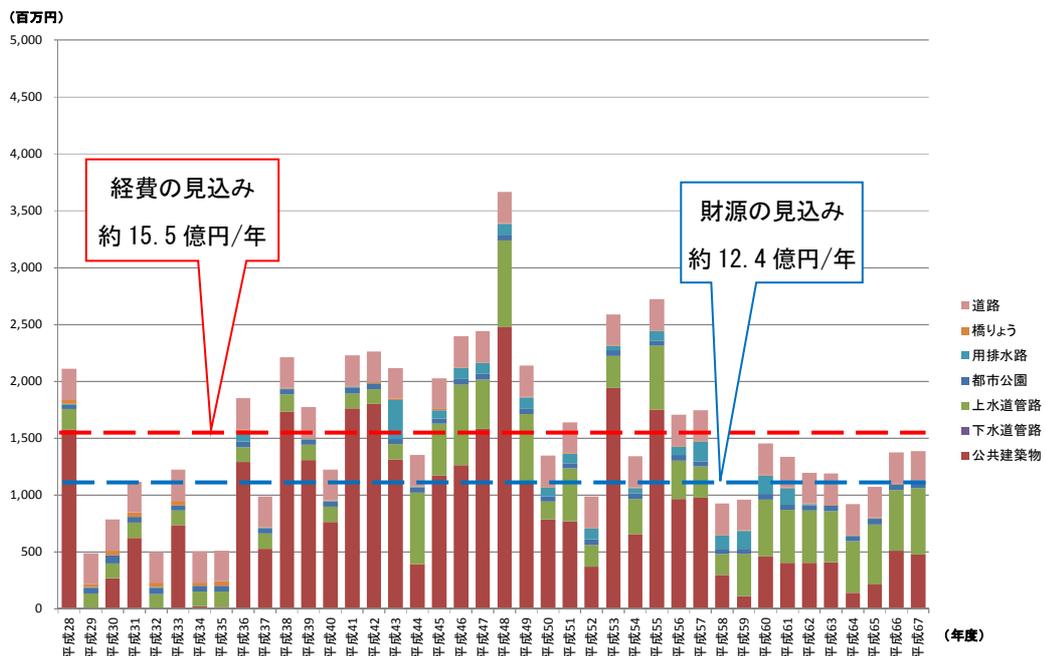
- ・公共建築物の財源不足額は、約 285 億円（約 7.1 億円/年）から約 166 億円（約 4.2 億円/年）となり、約 42%縮減するものの解消には至らない。
- ・インフラ資産（普通会計）の財源不足額は、約 84 億円（約 2.1 億円/年）から約 4 億円（約 0.1 億円/年）となり、約 95%縮減するものの解消には至らない。

<更新等に係る経費と充当可能な財源の見込みの比較（長寿命化を図る場合）>

施設区分	経費の見込み	財源の見込み	過不足額
公共建築物	約 334 億円 (約 8.4 億円/年)	約 168 億円 (約 4.2 億円/年)	△約 166 億円 (△約 4.2 億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約 156 億円 (約 3.9 億円/年)	約 152 億円 (約 3.8 億円/年)	△約 4 億円 (△約 0.1 億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約 128 億円 (約 3.2 億円/年)	約 176 億円 (約 4.4 億円/年)	約 48 億円 (約 1.2 億円/年)
合計	約 618 億円 (約 15.5 億円/年)	約 496 億円 (約 12.4 億円/年)	△約 122 億円 (△約 3.1 億円/年)



公共施設等の長寿命化だけでは、更新等に係る財源不足を解消することが困難なため、**施設保有量の縮減をはじめとした、様々な取り組みを実行していく必要があります。**



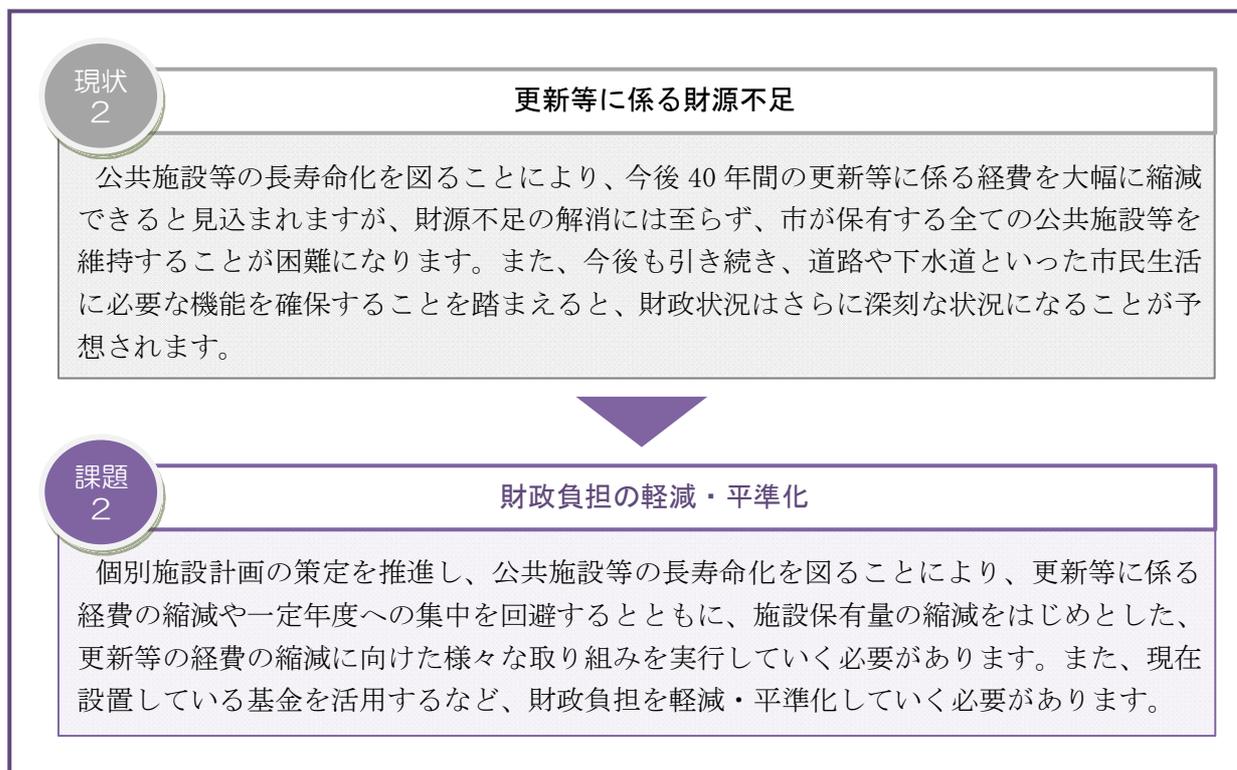
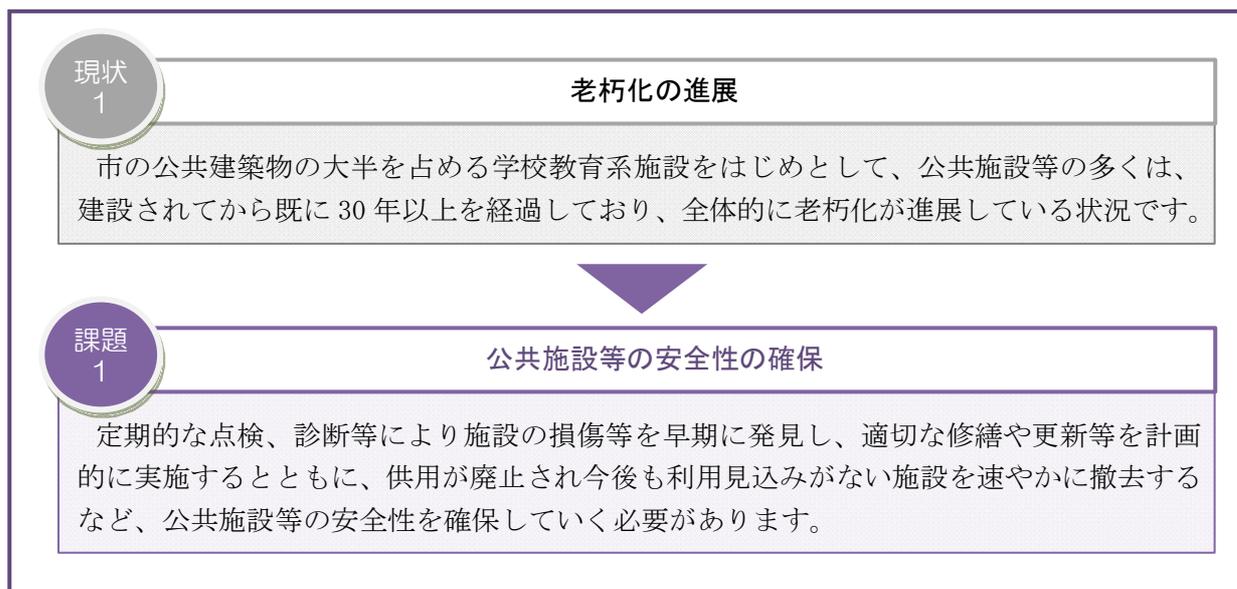


第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の現状や課題に関する基本認識

前章での検討結果より、今後も公共施設等を適切に維持管理、運営し、行政サービスを継続的に提供していくためには、大きく以下に示す3つの課題に取り組んでいく必要があります。



現状
3

人口構造の変化に伴う利用需要の変化

本市では、少子化の影響や市民ニーズの変化を受けて、小学校の余裕教室を利用した放課後児童クラブの運用が開始されるなど、公共施設等に求められる利用需要が変化している状況です。また、岩倉市人口ビジョンでは、平成27年から40年間で、総人口が約15%減少するとともに、高齢化が加速度的に進展することが予想されており、公共施設等に求められる利用需要の更なる変化が予想されます。

課題
3

公共施設等の最適な配置の実現

「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、公共施設等の複合化や統廃合等を計画的に行うことにより、人口構造や市民ニーズの変化に対応した公共施設等の最適な配置を実現する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市の公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、公共サービスの充実と財政の健全化を図るため、公共建築物及びインフラ資産の基本方針を以下のとおり設定します。

2-1 公共建築物の管理に関する基本方針

公共建築物に関しては、維持管理・更新等に係る経費の縮減や財源確保など、できる事から着実に取り組むものとし、以下の3つを基本方針とします。

公共建築物の管理に関する基本方針

1 予防保全による長寿命化の推進

- ・施設の安全性を長期にわたって確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、確実な点検・診断により施設の健全性評価を実施した上で、可能な範囲で予防保全型の管理^{※1}へと転換し、目標耐用年数を概ね80年とした施設の長寿命化を目指します。
- ・長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストのより詳細な試算や対策の優先性を検討するとともに、耐用年数までの長期にわたって、適切な維持管理水準の確保を目指します。

2 施設総量・施設配置の最適化

- ・今後の人口構造や市民ニーズ等の変化を見据え、新規整備は原則実施せず、減築、統廃合、複合化、廃止及び民間・住民移管等の手法を用いて、施設総量や施設配置の最適化を目指します。
- ・施設総量や施設配置の最適化に向けて、公共施設の再配置計画を策定し、利用状況、コスト状況、施設配置及び市民要望等を踏まえた用途分類ごとの施設評価を実施します。

3 施設管理・運営の適正化

- ・指定管理者制度、PPP^{※2}/PFI^{※3}及びESCO事業^{※4}など、民間事業者等の資金やノウハウを積極的に活用することにより、質の高い公共サービスを持続的かつ効率的に提供しながら、維持管理・運営コストの縮減を目指します。
- ・各施設の管理・運営状況等を一元的に把握し、包括的な民間委託契約など効率的な契約方法を検討し、維持管理・運営コストの縮減を目指します。

※1 予防保全型の管理：損傷が発生してから対応する従来の事後的な管理ではなく、機能の損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行い、長期にわたり安全性・機能性を確保する管理方法。

※2 PPP：行政と民間がパートナーを組んで事業を行う、「官民連携」の形。（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

※3 PFI：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

※4 ESCO事業：民間企業による省エネルギーサービスの包括提供事業。（エネルギー・サービス・カンパニー）

2-2 インフラ資産に関する基本方針

インフラ資産は、道路、橋りょう、上下水道など「市民の社会生活の基盤」となる施設であり、「安全・安心な市民の生活を支える」上で、欠かすことができない重要な施設です。

また、インフラ資産は、それぞれが特殊な性質を有しており、廃止や用途転用などの取組みが困難であることに加え、利用者数の多少に関わらず、今後も引き続き新規整備が必要であると考えられます。

以上の内容を踏まえ、インフラ資産に関しては、維持管理・更新等に係る経費の縮減など、できる事から着実に取り組むものとし、以下の3つを基本方針とします。

インフラ資産の管理に関する基本方針

1 確実な点検・診断による都市基盤の安全性の確保

- ・点検、診断、措置、記録といったメンテナンスサイクルを確実に構築することにより、重要な都市基盤としての安全性を確保するとともに、市民が安心して暮らすことができる生活環境の提供を目指します。
- ・インフラ資産は、施設所管課による専門的な取組みが必要であるため、資格の取得や研修会等を通じて、職員のメンテナンスに対する知識の向上を目指します。

2 長寿命化と適切な維持管理によるコストの縮減

- ・個別施設の長寿命化計画の策定を推進・実施し、予防保全型の維持管理へと転換することにより、維持管理・修繕等のライフサイクルコストの縮減を目指します。
- ・包括管理委託を含めた民間への委託を拡大するなど、所定の管理水準を確保することを前提に、コスト縮減に向けた施策の検討を行います。
- ・実現性、実効性の高い長寿命化計画とするため、点検・診断結果及び修繕履歴等の情報を蓄積・分析することにより、施設ごとの劣化特性を把握します。

3 市民生活に必要な機能を確保するための総合的な経営戦略

- ・道路や下水道の新規整備など、市民生活を支える上で必要な機能を引き続き確保していくためには、既存施設の修繕・更新等に係るコストを縮減し、それらの費用を充当する必要があります。そのため、インフラ資産の新規整備にあたっては、今後の社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等を的確に捉えつつ、既存施設の修繕・更新等のあり方を含め、総合的な経営戦略を検討していきます。

2-3 縮減目標の設定

公共施設等の長寿命化を図っても、公共建築物とインフラ資産（普通会計）の財源不足額は解消されないことから、施設保有量の縮減を検討し、市全体が一丸となって取り組むための具体的な目標を設定します。

(1) 縮減目標を設定するための試算条件

①インフラ資産の総量は縮減しないことを前提とし、公共建築物の延床面積の縮減により、公共建築物とインフラ資産の財源不足額を補います。

※インフラ資産は、道路、橋りょう、上下水道など、市民の社会生活の基盤となる施設であり、欠かすことができない重要な施設です。また、それぞれが特殊の性質を有しており、廃止や用途転用などの取組みが困難であることに加えて、今後も引き続き新規整備が必要であることを踏まえ、インフラ資産の総量の縮減は想定しません。

②公共建築物の延床面積の縮減に伴い、更新等に係る経費も縮減されるものと仮定し、充当可能な財源の見込みと等しくなるまで縮減します。その際、公共建築物の充当可能な財源の見込みは約168億円ですが、インフラ資産の財源不足額である約4億円を補う必要があるため、公共建築物の更新等に充当可能な財源の見込みは、約164億円となります。

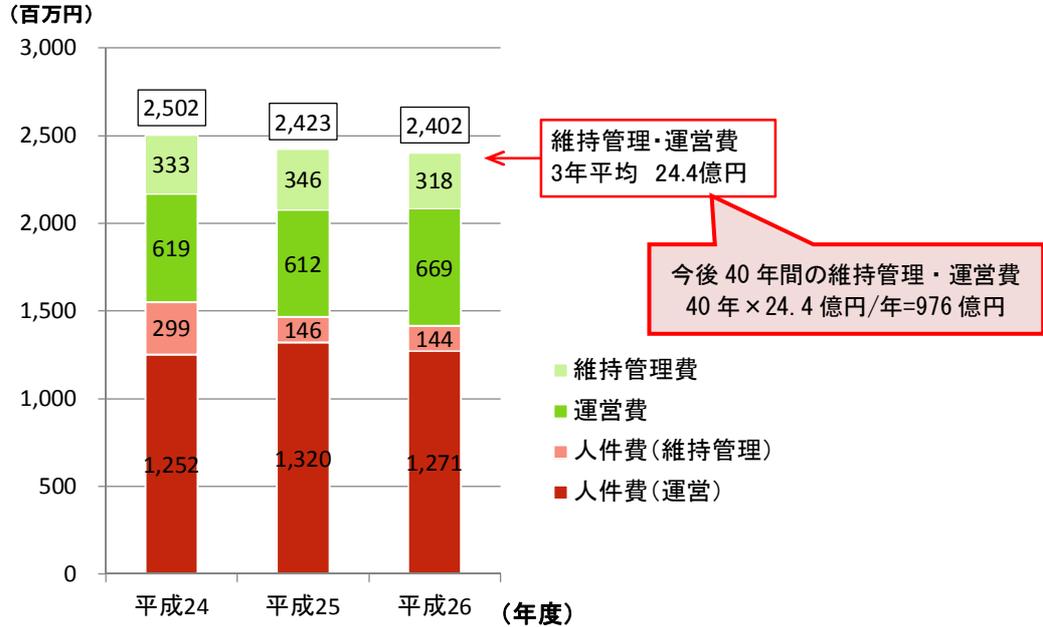
※上水道及び下水道は、使用料収入などの財源を基に、普通会計とは独立して収支のバランスを確保していくものと捉え、上水道及び下水道の過不足額（約48億円）は考慮しません。

＜更新等に係る経費と充当可能な財源の見込み（長寿命化を図る場合）＞

施設区分	経費の見込み	財源の見込み	過不足額
公共建築物	約334億円 (約8.4億円/年)	約168億円 (約4.2億円/年)	△約166億円 (△約4.2億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約156億円 (約3.9億円/年)	約152億円 (約3.8億円/年)	△約4億円 (△約0.1億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約128億円 (約3.2億円/年)	約176億円 (約4.4億円/年)	約48億円 (約1.2億円/年)

今後40年間の公共建築物の更新等に
充当可能な財源の見込みは約164億円

- ③公共建築物は、人件費、光熱水費及び維持管理に係る委託費等の維持管理・運営費も要することから、公共建築物の延床面積の縮減に伴いこれら維持管理・運営費も縮減され、この縮減額を公共建築物の更新等の財源に充当できると仮定して、延床面積の縮減率を算出します。
 ※施設ごとに係る経費の内訳が異なるため、延床面積の縮減量と維持管理・運営費の縮減額は比例しません。



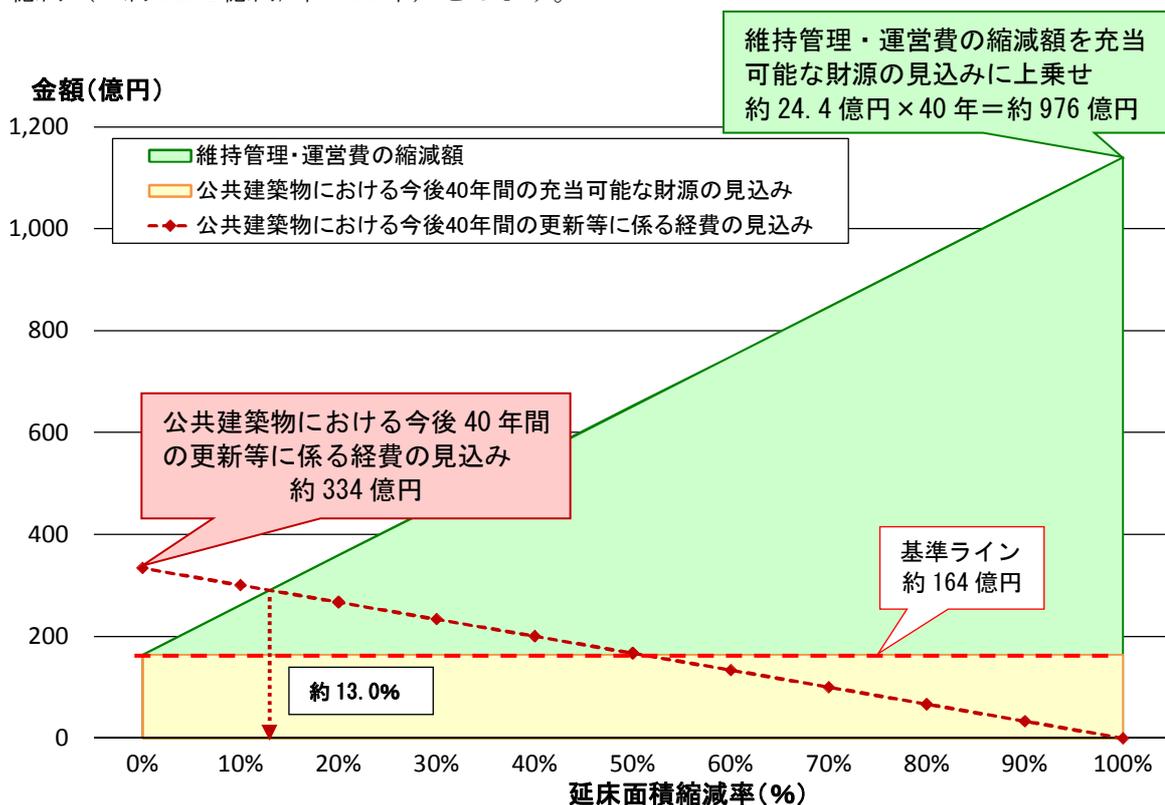
※上水道施設(建築物)の維持管理・運営費は除く

<公共建築物の過去3年間の維持管理・運営費の推移>

(2) 試算結果

本市では、今後40年間の公共施設等の更新等に係る経費と将来の財源の見込みのバランスがとれる保有量とするための最低限目指すべき数値として、前述した条件により試算した結果に基づき、約13%を採用します。

- ・公共建築物に充当可能な財源の見込みである約168億円から、インフラ資産の財源不足額である約4億円を引いた約164億円を、基準ラインとします。
- ・公共建築物の今後40年間の維持管理・運営費は、過去3年間の平均値より、全体で約976億円（＝約24.4億円/年×40年）とします。



<公共建築物の延床面積の縮減目標>



岩倉市の縮減目標

今後40年間に於いて、公共建築物の延床面積を約13%縮減する。(約1.3万㎡)

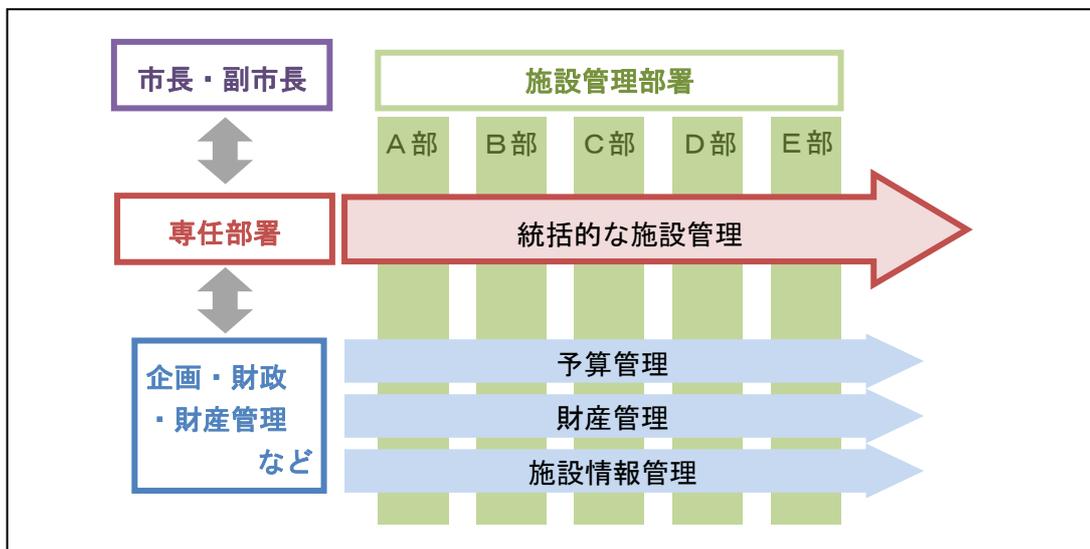
3. 計画の推進に向けた取組み

(1) 全庁的な取組み体制の構築

本市では、今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を迅速かつ効果的に推進するため、全庁横断的な役割を担う専任部署を組織することを検討し、公共施設等を資産として捉えた統括的な業務を実施することを目指します。

専任部署で想定される主な業務

- ・施設情報（コスト情報、利用状況、修繕履歴等）の一元管理、分析
- ・全体計画（総合管理計画、個別施設計画）の進捗管理
- ・公共建築物に関する基本方針（再配置計画、長寿命化計画）の設定
- ・分野横断的な視点による修繕予算額の査定、とりまとめ など



<全庁横断的な組織体制のイメージ>

(2) 情報管理・共有方策

公共施設等の情報は、これまで所管部署ごとに管理され、施設台帳等の情報はそれぞれの所管部署内で活用してきました。しかし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、施設情報・コスト状況・利用状況などの情報を把握し、費用対効果や将来的な更新コストなどを総合的に分析していく必要があります。今後は、所管部署ごとの情報を収集・蓄積し、公共施設全般に関連する情報が一元的・総合的に管理できるシステムの整備を推進します。

(3) フォローアップ

本計画は、40年間という長期の計画であるため、5年間隔を目途に、PDCAサイクルによる随時見直しを行い、実現性・実行性を確保した計画とします。

- ①本計画の方針を基に、公共建築物では再配置計画や長寿命化計画を、インフラ資産では個別施設計画を策定し、それらの計画に沿った修繕、更新等の具体的な施策を計画的に推進していきます。また、これらの計画の策定にあたっては、議会と協議を重ねるとともに、必要に応じて、ワークショップ、地元説明会及び政策提案制度等により市民からの意見聴取に努めます。
- ②長寿命化計画や個別施設計画等に基づく各施策について、施設情報（コスト情報、利用状況及び修繕履歴等）をデータベースに蓄積・整理するとともに、カルテ等を活用して「見える化」することで、施策の効果検証を毎年度実施します。また、それらの計画に見直しが必要な場合は、全庁横断的な視点に立ち、総合管理計画をはじめとした各計画の整合性に留意しながら改善を実施します。



<PDCAサイクルのイメージ>

(4) その他の取組み

a) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた職員の意識・技術力の向上

- ・ 今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、全庁的な取り組みが不可欠となるため、全職員を対象とした研修会を定期的を開催し、総合的かつ計画的な管理の目的、意義を理解するなどの合意形成を図ったうえで、コスト縮減や市民サービスの向上に向け、様々な施策を実践していきます。
- ・ 公共施設等の管理の統括的な役割を担う担当職員は、先進事例の視察や講習などにより、技術や情報・知識を積極的に習得するための機会を設けるとともに、そこで得られた知見を全庁の職員に水平展開し、全庁での共有認識の構築や意識の醸成に努めます。

b) 民間活力の導入体制の構築

- ・ 質の高い公共サービスを持続的かつ効率的に提供するため、指定管理者制度、PPP/PFI などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウの活用を検討します。
- ・ 包括的な民間委託契約など効率的な契約方法の検討を行います。



第3章 施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章の検討単位となる公共施設等の施設類型は、以下のとおりとします。

施設類型		
公共建築物	1. 公共建築物全体	
インフラ資産	2. 道路（舗装）	
	3. 橋りょう	
	4. その他道路施設	(1) 岩倉駅東西地下連絡道及び駅前広場 (2) 道路附属物及びアンダーパス
	5. 農業施設	(1) 用排水路 (2) 排水機場（農業用）
	6. 公園	(1) 都市公園 (2) 児童遊園及びふれあい広場 (3) 尾北自然歩道休憩所
	7. 上水道	(1) 配水場等 (2) 上水道管路
	8. 下水道	
	9. 消防・防災施設	

1. 公共建築物全体

公共建築物全体の管理に関する基本的な方針は、以下の6分野ごとに、実施方針としてとりまとめます。

実施方針
①点検・診断等
②維持管理・修繕・更新等
③安全確保
④耐震化
⑤長寿命化
⑥統廃合・複合化等

① 点検・診断等の実施方針

- ・日頃の施設の点検業務（日常点検、定期点検）を十分に行い、利用者の安全確保に重点をおいて、施設の状態を正確に把握します。
- ・委託仕様書の内容を標準化し、部や課の枠を越えた全庁横断的な包括管理委託の可能性についても検討し、一層の効率化を図ります。
- ・点検作業は、施設の異常の正確な把握と適切な管理水準での劣化進行の管理を行うため、専門知識を有する技術職が継続的に実施します。
- ・点検・診断した結果・記録はデータベース化し、情報として蓄積することで、施設の損傷の早期把握や劣化特性の把握など、今後のメンテナンスに効率的に活用していきます。
- ・点検・診断に係る基準を統一しマニュアルを作成することで、日々の管理業務の品質の安定と効率化を図ります。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後、個別施設計画を策定する施設については、原則として予防保全型管理の考えを取り入れ、計画に沿った維持管理、修繕、更新等を実施します。
- ・維持管理費や光熱水費の縮減につながる仕様、高耐久性部材等の採用など新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めます。
- ・PPP/PFIの活用により、民間の資金やノウハウを活用し、社会変化に対応したサービスの向上を目指すとともに、トータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- ・更新費用の確保を図るため、施設保有量の縮減や維持管理・運営費の見直し等による財源の充当を実施します。

③ 安全確保の実施方針

- ・岩倉市業務継続計画(BCP)に基づき、早期の復旧が可能な体制を構築することで、万一の事故・事件の発生や災害で被災した場合の被害を最小限にとどめます。
- ・修繕の必要性が高いと判断される施設から、優先的に修繕を実施します。また、高度な危険性が認められた施設については、速やかに利用を中止し、緊急修繕を実施します。
- ・老朽化が著しい施設及び利用見込みのない施設については、市民の安全確保の観点から、統廃合・複合化等の実施方針に基づき、速やかに廃止等を検討します。

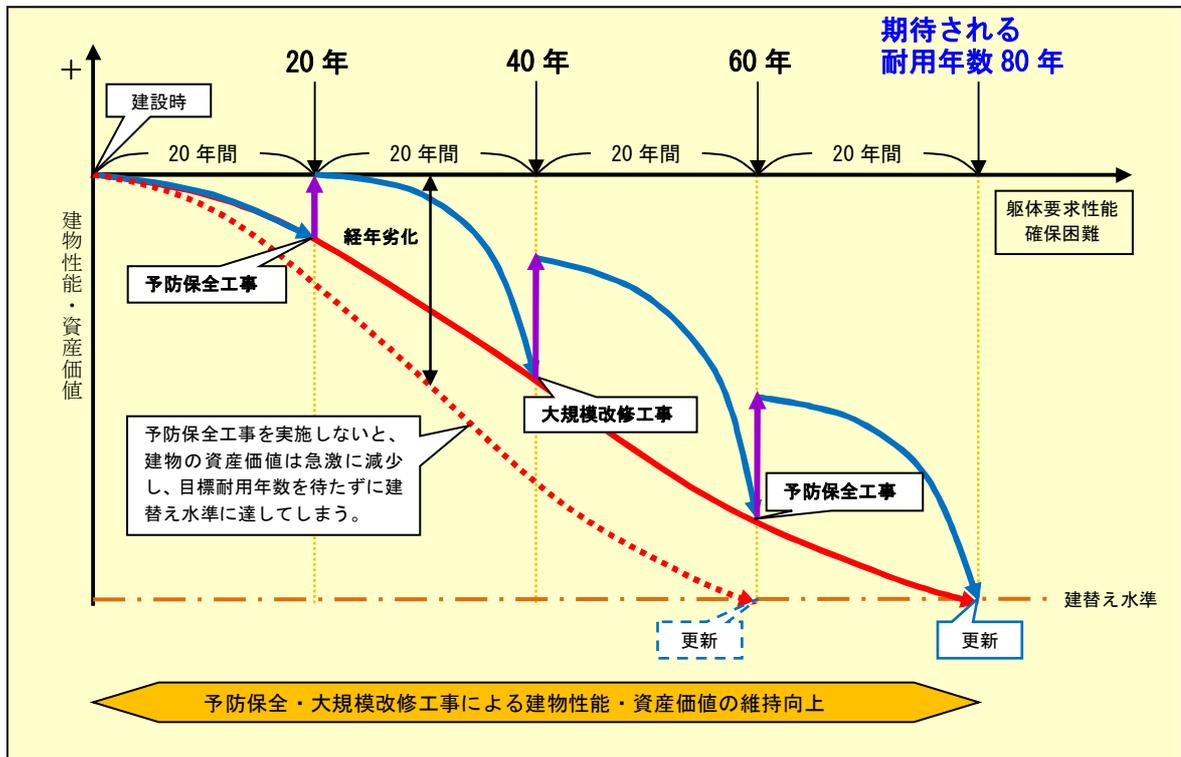
④ 耐震化の実施方針

- ・「岩倉市耐震改修促進計画(改訂版)(平成26年3月策定)」に基づき、公共建築物の耐震化を平成29年度までに完了しています。今後は、照明や天井等の非構造部材についても、災害時の安全性を確保するため耐震化を検討していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・確実な点検・診断により施設の健全性評価を実施し、利用状況等も含め、今後も継続的に利用すると判断される施設は、予防保全型の管理へと転換し、期待される耐用年数までの使用を可能にする長寿命化を目指します。
- ・再配置計画及び長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、建替え更新時期の集中化を回避し、歳出予算の平準化を図ります。

＜公共建築物の長寿命化のイメージ＞



⑥ 統廃合・複合化等の実施方針

- ・公共建築物の最適な配置の実現に向けて、現在の利用状況、劣化状況及び今後の人口構造の変化等を考慮した上で、施設の必要性や配置バランス等を検証するとともに、施設を保有しない公共サービスの提供のあり方を検討します。
- ・現在の規模や機能を維持したまま更新することが不相当と判断される施設については、他施設との複合化や規模の縮小等を検討します。また、建物性能が高い施設については、多機能化するなど積極的な利活用を検討します。
- ・本来の設置目的による役割を終えた施設や利用状況が低い施設等については、廃止等を検討します。
- ・施設の廃止等により生じる跡地は、原則として貸付や売却による収益の確保に努めます。
- ・広域での利用が可能な施設は、近隣自治体と連携し共同利用することで、公共施設の機能及びサービスを維持し、維持・運営に係る経費の縮減を図ります。

<延床面積の縮減に向けた取組み例>

手法	内容	イメージ図
廃止	利用されていない施設、不要な施設・危険施設は機能を停止し、取り壊しを行う。	
統合	同一機能を持つ複数施設を1か所の施設に統合する。	
複合化	異なる機能を持つ複数施設を1か所の施設に統合する。	
規模縮小	一部取り壊しや建替え時に規模を縮小する。	

2. 道路（舗装）

道路（舗装）の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・道路（舗装）の総延長は、243,598m（幹線道路：39,615m、生活道路：203,983m）です。 ・道路（舗装）の総面積は、1,387,128 m²（幹線道路：351,889 m²、生活道路：1,035,239 m²）です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路については、平成25年度に路面性状基礎調査を実施し、その調査結果を基に「幹線道路舗装修繕計画」を策定するとともに、現在は、その計画に基づき舗装修繕を実施しています。 ・生活道路については、各区から提出される要望書等を基に現地調査を実施し、整備の優先度を判定した上で修繕工事を実施しています。 ・幹線道路及び生活道路ともに、工事完了後は一定期間、掘り返し抑制を行っているものの、その抑制期間を経過後、間もない時期に行われる掘り返しを伴う工事については、道路を不経済に損傷する原因となっています。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が策定する「舗装点検要領」に基づき、効率的な舗装修繕を実施していきます。 ・幹線道路及び生活道路ともに、道路利用者の安全性・快適性の観点から、路面性状基礎調査や現地調査等を行い、舗装の劣化状況を早期に発見するとともに、整備の優先度を判定しながら修繕工事を実施していきます。 ・幹線道路については、予防保全の観点から土質調査や交通量より適切な舗装構成を確保し、さらに工事完了後は適切な補修を計画的に実施することで、舗装の長寿命化を図ります。 ・道路は、市民生活に欠かすことのできない社会資本施設であることから、統廃合や使用制限等については想定していません。

3. 橋りょう

橋りょうの管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょうの総数は、124 橋（橋長 15m 以上：23 橋、橋長 15m 未満：101 橋）です。 ・ 橋りょうの総面積は、6,820 m²（橋長 15m 以上：4,209 m²、橋長 15m 未満：2,611 m²）です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度に策定した「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕を実施しています。 また、国土交通省より示されている「橋梁定期点検要領」及び「道路橋定期点検要領」に基づき、平成 26 年度から市内の全橋りょうの点検を順次実施しています。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省より示されている「橋梁定期点検要領」及び「道路橋定期点検要領」に基づき、近接目視にて 5 年に 1 度の定期点検と診断を実施していきます。 ・ 道路管理者が実施する通常点検により、橋りょうの異常、損傷などを早期に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。 ・ 点検結果より明らかになった損傷程度に基づき、主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕、計画的な更新(架替え)により、橋りょうの維持管理を実施していきます。 ・ 今後も引き続き、健全度を基に、外観損傷が発生している段階で損傷原因（「鋼材の腐食」「床版疲労」「中性化」「塩害」など）に応じた適切な補修を計画的に実施することで、橋りょうの長寿命化を図ります。 ・ 施設の更新時期に合わせて、利用頻度や代替路の有無等から、橋りょうの統廃合や使用制限等の可能性を検討していきます。 ・ PDCA サイクルにより、点検計画や修繕計画の適宜見直しを図ります。

4. その他道路施設

その他道路施設の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 岩倉駅東西地下連絡道及び駅前広場

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉駅東西地下連絡道は、1か所（施設面積1,600㎡）です。 ・駅前広場は、東西の2か所（施設面積7,000㎡）です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉駅東西地下連絡道は、平成26年度に国土交通省からの通達の「道路ストック総点検実施要領」に基づき点検を実施し、それ以降は週に一度の施設管理者による定期パトロールを実施しています。 ・駅前広場は、電気設備とエレベーターの保守点検を定期的に行っています。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉駅東西地下連絡道について、道路ストック総点検の結果は、修繕が必要な箇所が見受けられませんでした。今後も引き続き、定期パトロールにより施設の異常等を早期に発見し、施設利用の安全性の観点から、適切な対応を行っていきます。 ・駅前広場について、電気設備とエレベーターの保守点検に加え、管理者による定期パトロール等により、施設の劣化状況をはじめとした広場の異常を早期に発見していきます。また、施設利用の安全性の観点から、点検結果等により修繕が必要と判断された施設については、早急に修繕や更新等の対応を実施するなど、適切な維持管理を実施していきます。

(2) 道路附属物及びアンダーパス

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・道路附属物の総数は、道路照明灯が304基、道路案内標識が3基です。 ・アンダーパスの総数は、10か所です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に国土交通省からの通達の「道路ストック総点検実施要領」に基づき、市内の道路附属物とアンダーパス等を全て点検しました。 ・道路照明灯については、点検により早急に修繕が必要な箇所を確認したため、全て修繕を行いました。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・管理者によるパトロールにより、施設の異常を早期発見し、安全確保の観点により適切な対応を図ります。 ・道路橋定期点検要領のような明確な点検の要領は定められていませんが、今後の要領等の整備状況に応じて、適宜定期的な点検を実施していきます。

5. 農業施設

農業施設の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 用排水路

①施設の現状
・用排水路の総延長は、18,526m です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の用排水路は、約7割の施設が整備後30年を迎えており、一般的な耐用年数を整備後40年とすると、今後10年の間に更新時期を迎える施設が増加することになります。 ・用排水路現況調査図等の資料を台帳として水路管理をしていますが、特に埋設管の図面等資料の多くが散逸しており、全体の把握が困難となっています。掘削に関する相談や用水の水量調整等の判断に苦慮している状態です。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・一般交通に影響する覆蓋水路は、適宜定期点検などを行い、損傷程度に応じた適切な修繕・更新等を実施することで、施設の長寿命化を図ります。 ・その他の用排水路は、通常のパトロールや利用者からの通報等に基づき、施設の損傷等を早期に発見するとともに、現地調査により損傷程度を確認した上で、順次修繕・更新等を実施していきます。 ・今後、新設や改良を行う用水路については、必要に応じて耐震化を検討します。 ・用排水路の情報の管理については、占用などの掘削工事の際に現況の位置確認をするなどで情報を整備していきます。

(2) 排水機場（農業用）

①施設の現状
・排水機場（農業用）の総数は、7か所です。
②管理に関する現状と課題
・本市が管理する排水機場（農業用）は、いずれも整備後約30年を迎えており、一部の施設でポンプの運転が不可能になるなど、老朽化が進行している状況です。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、毎年の自家用電気工作物保安管理業務、排水機場等遠隔操作装置点検業務及び水門点検整備委託業務（排水機場）の中で、設備等の一部の点検を実施するとともに、修繕等が必要であると判断されたものについては、随時対応していきます。 ・一般的には整備後40年を目途に更新する必要があるため、今後10年の間に更新時期を迎える施設が増加するため、施設の統合等の検討を含め、平成29年度から更新事業を実施する予定です。

6. 公園

公園の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 都市公園

①施設の現状
・都市公園の総数は、18か所（施設面積 50,080 m ² ）です。
②管理に関する現状と課題
・平成23年度に策定した「岩倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、平成24年度から平成33年度にかけて、計画的な公園施設の更新や修繕による延命化対策を行っていますが、交付金対象の事業規模でなくなったため、事業の優先度が低くなり、計画に沿った更新が困難になってきています。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省により示される「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」と、一般社団法人日本公園施設業協会より示される「遊具の安全に関する基準」に基づき、毎年、定期点検1回と日常点検3回を実施します。また、公園管理者による定期パトロールを1週間に1度実施します。 ・遊具等の保守点検の結果、市民からの連絡及び公園管理者による定期パトロール等により、遊戯施設等の損傷等を早期に発見するとともに、施設利用の安全性の観点から、損傷程度に応じた適切な修繕・更新等を実施していきます。 ・公園管理者の判断だけでなく、市民等が施設の管理運営に積極的に関わることにより、管理費の低減や管理の質の向上を目指します。

(2) 児童遊園及びふれあい広場

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園の総数は、12か所（施設面積 8,514 m²）です。 ・ふれあい広場の総数は、3か所（施設面積 3,579 m²）です。
②管理に関する現状と課題
・遊具・設備の点検や修繕を適切に行うことで、安全性の確保に努めていますが、老朽化の進んでいる施設があるため、利用者の今後の動向等を考慮し、廃止や更新を計画的に行っていく必要があります。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省により示される「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」と、一般社団法人日本公園施設業協会より示される「遊具の安全に関する基準」に基づき、毎年、定期点検1回と日常点検3回を実施します。また、職員による定期的な巡回により、危険箇所等の有無を点検します。 ・点検結果により明らかになった損傷については、施設利用の安全性の観点から、損傷程度に

<p>応じた適切な修繕・更新等を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具・設備の損傷等が確認された場合や長寿命化の観点から予防的な修繕を実施することが効果的であると判断した場合は、塗装を適宜実施し錆や腐食を予防します。 ・草刈り、樹木剪定及びトイレ清掃等の維持管理について、必要とする作業時間の検証や行政区との協働による維持管理を継続・拡大することで、委託料・賃金などのコストの適正化に努めるとともに、施設の整備及び維持管理に利用者の意見を取り入れやすい体制を構築します。
--

(3) 尾北自然歩道休憩所

<p>①施設の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾北自然歩道の休憩所である憩いの広場は、五条川沿いに10か所（施設面積14,215㎡）あります。
<p>②管理に関する現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈り、低木の剪定及び便所の清掃等の維持管理に加え、建物の塗装塗替えなどの修繕を計画的に実施しています。
<p>③管理に関する基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、定期パトロール等により点検・診断等を実施しながら、適正な管理に努めていきます。 ・点検・診断結果で明らかになった損傷等については、損傷程度に基づく適切な修繕や改修を計画的に行っていきます。

7. 上水道

上水道の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 配水場等

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・配水場等の総数は、13 か所です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・節水意識の向上や節水機器の性能向上や普及により、水需要は伸びないことが予測され、拡張の時代から維持更新の時代となってきています。 ・発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、配水場や水源施設の耐用年数を迎えた機械設備の更新により、災害に強い水道施設の構築が必要となってきています。なお、本市が管理する配水場や水源の建物については、全て耐震化が完了しています。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までは配水場や水源施設の更新計画を作成しており、平成 33 年度以降は機械設備の経過年数を考慮し、定期的な点検と的確な現状把握のもと、計画的かつ効率的な更新を実施していきます。 ・点検・診断等については、配水場機器保守点検と電気保安業務委託により、不具合などを早期に発見し、適切な対応を図ります。 ・機械設備等で耐震化できる部分は少ないですが、実施できる機械設備については、更新時に耐震化を進めます。 ・各水源のポンプについては、施設規模の関係もあり増設等はできませんが、今後も引き続き、配水場のポンプを 6 台で稼動しローテーションを実施するなど、耐用年数以上使用できる運転方法を実施していきます。

(2) 上水道管路

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道管路の総延長は、215,018m です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水意識の向上や節水機器の性能向上や普及により、水需要は伸びないことが予測され、拡張の時代から維持更新の時代となってきています。 ・ 発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、幹線管路のネットワーク化や効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築が必要となってきています。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度に策定する第 4 期配水管整備事業計画の中で、市内全域に布設されている配水管網の現状把握を実施します。 ・ 基幹管路については、管路耐震化計画に基づき、平成 26 年度から平成 55 年度の 30 年間で更新を実施するとともに、その他の配水管については、配水管整備計画により更新を実施します。 ・ 安全確保の観点から、老朽管の早期の布設替や漏水への迅速な対応を実施します。 ・ 基幹管路は管路耐震化計画により、その他の配水管は第 4 期配水管整備計画により、老朽管等の耐震性に乏しい管路を対象に耐震化を進めていきます。 ・ 布設替時に耐震性のある管を使用することにより、施設の長寿命化を図ります。

8. 下水道

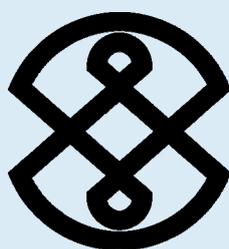
下水道の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路の総延長は、120,300m です。 ・マンホールポンプの総数は、6 か所です。 ・都市下水路の総延長は、5,405m です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管路は最も古いもので布設後 28 年（平成元年布設）を、都市下水路は最も古いもので布設後 37 年（昭和 55 年布設）を経過していますが、定期的な点検等は行っておらず、異常が起きた段階で随時調査を行っている状態です。 ・マンホールポンプは、毎年、巡回点検（1 回/月）と精密点検（1 回/年）を実施し、施設の状況を把握していますが、経年劣化が進行しています。 ・マンホールポンプは耐震化済みですが、一部の下水道管路については、耐震性の有無が未調査の状況です。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・施設状況を把握するため、管渠及びマンホールを対象に、目視点検やテレビカメラ等による詳細調査を実施するなど、施設の重要度等に応じて、概ね 5 年から 15 年に一度の頻度で点検を実施するとともに、緊急度に応じた修繕及び更新の検討を行います。 ・下水道管路と都市下水路については、管更生のタイミングである布設後 50 年経過を目安に、今後修繕、更新等の計画を策定していきます。 ・マンホールポンプは、ポンプ場の稼働年度（八剣：平成 11 年度、川井・野寄北・野寄南・北島：平成 13 年度、西市：平成 20 年度）から概ね 25 年の経過時を改築の目安としているため、今後修繕や更新の方針を策定していきます。 ・下水道管路と都市下水路の耐震化については、平成 9 年度の耐震指針以前に整備された施設と避難経路に位置する路線を対象に、耐震性の有無を調査していきます。

9. 消防・防災施設

消防・防災施設の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火水槽の総数は、91 か所です。 ・ 防災無線施設の総数は、20 か所です。 ・ 災害用資機材倉庫の総数は、11 か所です。
②管理に関する現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が管理する防火水槽のうち、昭和 40 年代に整備されたものが 3 分の 1 以上を占めており、防火水槽（鉄筋コンクリート造）の一般的な耐用年数とされる 50 年を超過する施設が今後増加することになります。
③管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火水槽については、災害時に十分な機能を果たせる状態を保つため、岩倉市消防署地水利調査実施要領に基づき、年次計画に沿って全ての施設を点検します。また、施設の点検結果、設置状況及び耐用年数等に基づき長期的な計画を策定するとともに、異常が認められた場合は速やかに修繕を実施するなど、計画的な維持管理を実践していきます。 ・ 防災無線施設については、今後も引き続き、毎年実施する保守点検（簡易点検、詳細点検）の結果に応じた適切な修繕を実施することで、施設の長寿命化を図ります。 ・ 災害用資機材倉庫については、安全確保の観点から、年に一度の目視点検により損傷箇所を早期に発見するとともに、損傷程度に応じた計画的な買い替えの他に、適切な修繕による施設の長寿命化を図ります。 ・ 防火水槽については、今後予想される巨大地震により、長期間消火栓が使用できなくなることを想定し、通常の点検により健全な状態を保ちながら、中長期的な耐震化と長寿命化を平行して進めていきます。 ・ 防火水槽については、「消防水利の基準」（消防庁告示）に基づき整備を行っていますが、配水管の耐震化を踏まえ、防火水槽と消火栓のバランスを考慮しながら施設の統合や廃止等のあり方を検討していきます。



岩倉市公共施設等総合管理計画

発 行 岩倉市

発 行 年 月 平成 29 年 1 月

編 集 建設部都市整備課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

電話 0587-38-5814 (直通) 0587-66-1111 (代表)

ホームページ <http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

